

# 阿賀町国民保護計画

平成28年8月

阿 賀 町



# 目 次

第1編 総 論.....	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等.....	1
1 町の責務及び阿賀町国民保護計画の位置づけ .....	1
2 町国民保護計画の構成 .....	1
3 阿賀町地域防災計画との関連 .....	2
4 町国民保護計画の見直し、変更手続.....	2
5 用語の定義 .....	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針 .....	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 .....	8
第4章 阿賀町の地理的、社会的特徴.....	12
1 武力攻撃事態 .....	20
2 緊急処理事態 .....	22
第2編 平素からの備えや予防 .....	24
第1章 組織・体制の整備等.....	24
第1 町における組織・体制の整備.....	24
1 町の各課における平素の業務 .....	24
2 町職員の参集基準等 .....	25
3 消防機関の体制.....	27
4 国民の権利利益の救済に係る手続等.....	27
第2 関係機関との連携体制の整備.....	29
1 基本的考え方 .....	29
2 県との連携.....	29
3 近接市町村との連携.....	30
4 指定公共機関等との連携.....	30
5 ボランティア団体等に対する支援 .....	31
第3 通信の確保.....	32
第4 情報収集・提供等の体制整備 .....	32
第4 情報収集・提供等の体制整備 .....	33
1 基本的考え方 .....	33
2 警報等の伝達に必要な準備 .....	34
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 .....	36
4 被災情報の収集・報告に必要な準備.....	40
第5 研修及び訓練.....	41
1 研修.....	41
2 訓練.....	41
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え .....	43
1 避難に関する基本的事項.....	43
2 避難実施要領のパターンの作成.....	44
3 救護所の設置等 .....	44

4	救護所等の医療資器材の確保 .....	45
5	救援に関する基本的事項.....	45
6	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	45
7	避難施設の指定への協力.....	48
8	生活関連等施設の把握等.....	48
第3章	物資及び資材の備蓄、整備 .....	50
1	町における備蓄 .....	50
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等 .....	50
第4章	積雪期における体制整備.....	52
1	除排雪体制・施設整備等の推進 .....	52
2	緊急活動体制の整備.....	52
3	総合的な雪対策の推進 .....	52
第5章	国民保護に関する啓発 .....	53
1	国民保護措置に関する啓発 .....	53
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 .....	53
第3編	武力攻撃事態等への対処.....	54
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	54
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 .....	55
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 .....	57
第2章	町対策本部の設置等.....	58
1	町対策本部の設置 .....	58
2	通信の確保 .....	65
第3章	関係機関相互の連携.....	66
1	国・県の対策本部との連携 .....	67
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 .....	67
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	68
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 .....	68
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 .....	69
6	町の行う応援等 .....	69
7	ボランティア団体等に対する支援等.....	69
8	住民への協力要請 .....	70
第4章	警報及び避難の指示等 .....	71
第1	警報の伝達等 .....	71
1	警報の内容の伝達等.....	71
2	警報の内容の伝達方法 .....	72
3	緊急通報の伝達及び通知.....	73
第2	避難住民の誘導等.....	74
1	避難の指示の通知・伝達.....	75
2	避難実施要領の策定.....	75
3	避難住民の誘導.....	81
4	武力攻撃事態別避難住民の誘導.....	84
第5章	救援.....	87

1	救援の実施	87
2	関係機関との連携	88
3	救援の内容	88
4	医療救護活動	91
5	遺体の埋葬及び火葬	91
第6章	安否情報の収集・提供	92
1	安否情報の収集	93
2	県に対する報告	93
3	安否情報の照会に対する回答	93
4	日本赤十字社に対する協力	94
第7章	武力攻撃災害への対処	100
第1	武力攻撃災害への対処	100
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	100
2	武力攻撃災害の兆候の通報	101
第2	応急措置等	102
1	退避の指示	103
2	警戒区域の設定	104
3	応急公用負担等	105
4	消防に関する措置等	105
第3	生活関連等施設における災害への対処等	108
1	生活関連等施設の安全確保	108
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	109
第4	NBC攻撃による災害への対処等	110
第8章	被災情報の収集及び報告	113
第9章	保健衛生の確保その他の措置	115
1	保健衛生の確保	115
2	廃棄物の処理	116
第10章	国民生活の安定に関する措置	117
1	生活関連物資等の価格安定	117
2	避難住民等の生活安定等	117
3	生活基盤等の確保	118
第11章	ボランティア受入れ計画	119
第12章	特殊標章等の交付及び管理	120
第4編	復旧等	122
第1章	応急の復旧	122
1	基本的考え方	122
2	公共的施設の応急の復旧	122
第2章	武力攻撃災害の復旧	123
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	124
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	124
2	損失補償及び損害補償	124
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	124

第5編 緊急対処事態への対処 .....	125
1 緊急対処事態 .....	125
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 .....	126

# 第1編 総論

## 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び阿賀町国民保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 町国民保護計画の位置づけ

本「町国民保護計画」は、国民保護法第35条の規定に基づいて作成するものであり、本町における国民保護措置の実施に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

#### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 町国民保護計画の構成

本「町国民保護計画」は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

### 3 阿賀町地域防災計画との関連

阿賀町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）は、自然災害等から、町民等の生命・財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、町国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の態様並びに避難及び救援等これらへの対処に関しては類似性が想定される。したがって、町国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じて町地域防災計画その他関係法令に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

### 4 町国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

### 5 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

用語	説明
あ行	
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故の備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素をいう。放射性ヨウ素による甲状腺障害に対し、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておくとの予防的効果が期待できる。
e-ラーニング	インターネットなどのネットワークを介して学習・研修などを行う教育形態。
NBC攻撃	「nuclear weapons」(核兵器)、「biological weapons」(生物兵器)、「chemical weapons」(化学兵器)を用いた攻撃。
LGWAN (エルジーワン)	総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)の略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワーク。
応急の復旧	武力攻撃災害によって被害が生じた施設および設備について、復旧に至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずること。

<b>か行</b>	
基本指針	政府が武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関してあらかじめ定める基本的な方針。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画及び指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの。
緊急消防援助隊	大規模な地震や特殊災害、武力テロなどの広域災害に応援部隊として、県を越えて活動できることを目的に全国の消防本部の中から登録された隊員により編成された広域援助体制(消防組織法第24条の4第1項)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態。
緊急対処保護措置	緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置。
緊急通報	都道府県知事が武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する、武力攻撃災害の現状及び予測等に関する通報。
警戒区域	都道府県知事、市町村長が武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、立入禁止や退去を命じる区域。
国際人道法	武力紛争という極限的な状態においても最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。国際人道法は、「戦闘で傷ついた兵士や敵に捕らえられた捕虜、また、戦闘に参加しない文民を保護する」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない」「文民と戦闘員、あるいは民間の施設とを区分し、攻撃を軍事目標に限定する」といった基本的な考え方のうえに成り立っている。国際人道法で中心的なものは1949年のジュネーブ4条約と2つの追加議定書。
国民の保護のための措置(国民保護措置)	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小限となるようにするための措置をいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画。
国民保護法	法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月14日に成立し同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方自治体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めたもの。武力攻撃事態に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などにおいても規定する。
<b>さ行</b>	
災害対策基本法	国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて防災に関する体制の確立や防災計画の作成を行うなど、災害対策の基本を定めた法律。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らの町は自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法第79号)。武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本的事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための事態を整備するとともに、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する事項を定めるもの。
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急事態対処事態として認定すること。
実費弁償	国民保護法に基づく医療の実施の要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対して、その費用を償うこと、又は償うために支払われる金銭。

指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定により、政令で定められた国の機関。内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、観光庁、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省の29機関。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会及び他の公共的機関並びに電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第6号の規定により、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている機関。
指定地方行政機関	事態対処法第2条第5号の規定により、政令で定められた国の機関。沖縄総合事務局、管区警察局、地方防衛局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力規制事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所の26機関。
指定地方公共機関	都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関。
収容施設	避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民の一時的な居住の安定などを図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館等の避難施設や応急仮設住宅等の施設。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約(ジュネーヴ4条約)。武力紛争が生じた場合に傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済に当たる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は1953年4月21日加盟。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約</li> <li>・海上の傷病兵、難船者の保護に関する第2条約</li> <li>・捕虜の待遇に関する第3条約</li> <li>・文民の保護に関する第4条約</li> </ul>
生活関連等施設	発電所や危険物の貯蔵施設などの国民の生活に関連のある施設でその安全を確保しなければ国民の生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害が生じさせる恐れがあると認められる施設。
<b>た行</b>	
対策本部長	事態対処法第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる武力攻撃事態等対策本部の長。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針。
退避難	目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(室内を含む)に逃げること。
退避の指示	都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域住民に対して行う退避(屋内への退避を含む)の指示。
町民等	町内に居住する人(外国人居住者を含む)、旅行やビジネスなどで町内に滞在している人、町内を車や電車で通過中の人など、町内のすべての人。
同報系防災行政無線	屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。屋外拡声器は、集落の中心や避難場所等に設置され、屋外にいる住民に向けて拡声スピーカーから防災情報等が流される。また、携帯ラジオ型の個別受信機は、各家庭や集会所などに設置されるもので、屋外拡声器を補完する役割を担っている。
特定物資	救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。
トリアージ	災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じ、適切な搬送・治療を行うことをいう。医療救護所などでは、医師などによりトリアージの結果に基づき、軽症(緑)、中等症(黄)、重症(赤)・死亡(黒)に色分けされた「トリアージタグ」を付け、必要な搬送や応急措置を行う。

は行	
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報。
非常通信協議会	電波法に基づき、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動及びその他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を行う組織。
避難先地域	住民の避難先となる地域。(住民の避難経路となる地域を含む)
避難施設	避難する住民を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出しなど避難住民等の救援を行ったりする施設のこと。武力攻撃事態等において住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するために、知事があらかじめ指定する。
避難実施要領	管内住民に対し避難の指示のあった市町村長が、あらかじめ国民の保護に関する計画に定めている事項や関係機関の意見聴取等に従って、避難の経路、避難の手段その他の避難の方法などに関して定める要領。
避難住民	避難の指示を受けて避難した者。(自主的避難した者を含む)
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害等による被災者。
避難所	避難先地域において、避難住民を受け入れる避難施設。
避難措置の指示	国の対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示。
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し避難するよう行う指示。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる死亡、若しくは負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。
武力攻撃災害の復旧	武力攻撃により被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復するための事業。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
防災行政無線	「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線網。
や行	
要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など、特に配慮を要する人。
要避難地域	住民の避難が必要な地域。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。  
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

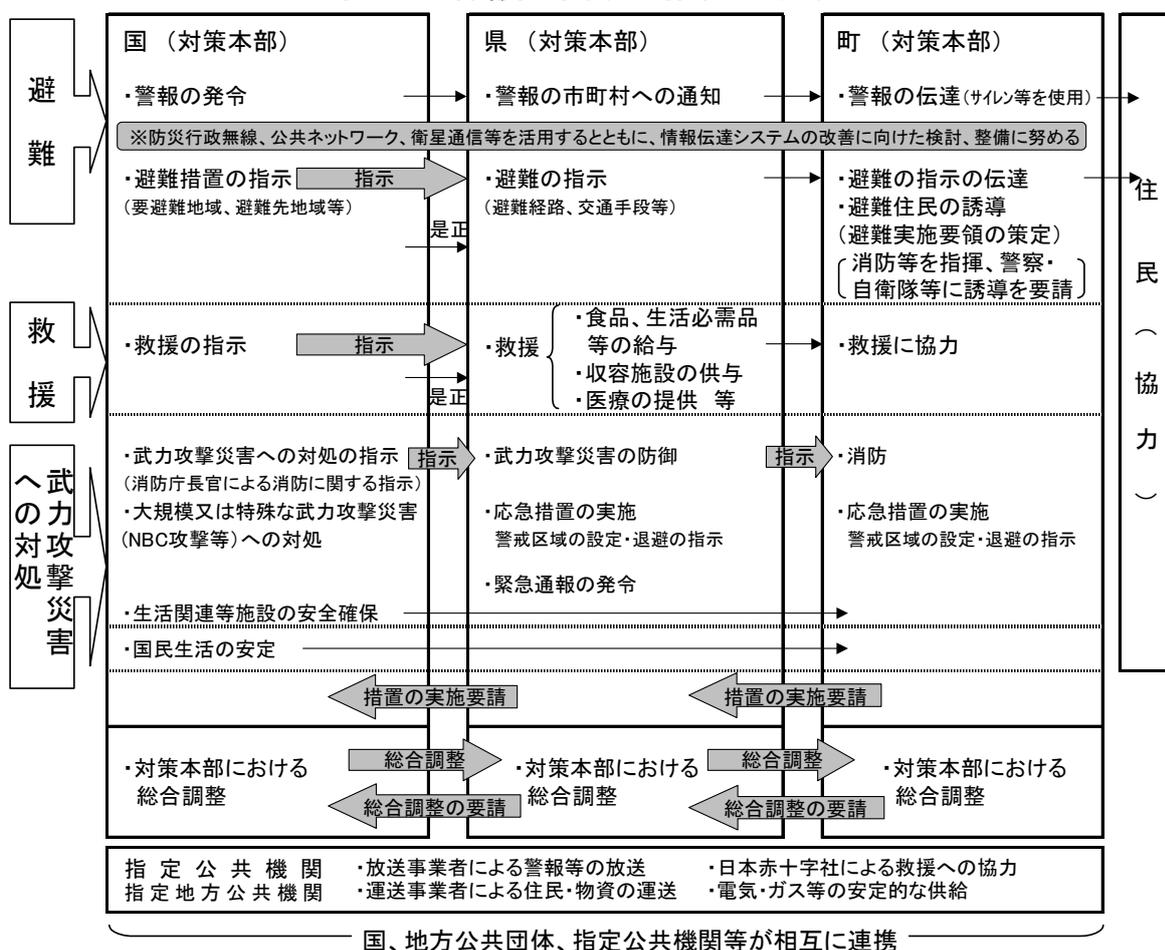
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、下図に示すとおりである。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



## ○ 町の事務

前掲の仕組みに対応して、阿賀町は国民保護措置について概ね下表に示す事務又は業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
阿賀町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## ○ 関係機関の連絡先

国民保護措置についての関連機関の事務窓口は下表のとおりとする。

### 【関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
北陸農政局新潟支局	025-228-5211	新潟市中央区船場町2-3435-1
新潟国道事務所水原維持出張所	0250-62-3100	阿賀野市安野町10-5
阿賀野川河川事務所	0250-22-2211	新潟市秋葉区南町14-28
新潟地方气象台	025-281-5873	新潟市中央区美咲町1-2-1
関東森林管理局下越森林管理署	0254-22-4146	新発田市大手町4-4-15
陸上自衛隊第30普通科連隊第3科	0254-22-3151	新発田市大手町6-4-16

### 【関係県機関（県警察含む）】

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
新潟県	025-285-5511	新潟市中央区新光町4-1
防災局 危機対策課	025-280-5144	
〃 消防課	025-280-5145	
土木部 河川管理課	025-280-5414	
〃 砂防課	025-280-5424	
〃 道路管理課	025-280-5400	
新潟地域振興局津川地区振興事務所	0254-92-4748	東蒲原郡阿賀町津川1861-1

新潟地域振興局県税部新津収税課	0250-24-7126	新潟市秋葉区新津4524-1
健康福祉部	0250-22-5171	
新津農業振興部	0250-24-7111	
津川警察署	0254-92-0110	東蒲原郡阿賀町津川306-1
新潟県立津川病院	0254-92-3311	東蒲原郡阿賀町津川200

【関係市（町村）機関】

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
阿賀町役場	0254-92-3111	東蒲原郡阿賀町津川580
鹿瀬支所	0254-92-3330	東蒲原郡阿賀町鹿瀬8931-1
上川支所	0254-95-2211	東蒲原郡阿賀町豊川甲236
三川支所	0254-99-2311	東蒲原郡阿賀町白崎1182
阿賀町消防本部	0254-92-0119	東蒲原郡阿賀町津川 351-4
日出谷分遣所	0254-97-2201	東蒲原郡阿賀町日出谷乙 1719-1
上川分遣所	0254-95-2352	東蒲原郡阿賀町豊川甲 333
三川分遣所	0254-99-2123	東蒲原郡阿賀町白崎 1182
新発田市	0254-22-3101	新発田市中央町4-10-4
阿賀野市	0250-62-2510	阿賀野市岡山町10-5
五泉市	0250-43-3911	五泉市大字太田1094-1
三条市	0256-34-5511	三条市旭町2-3-1

【その他の機関】

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
JR東日本新潟支社	025-248-5181	新潟市中央区花園1-1-1
N T T 東日本(株)新潟支店	025-227-6801	新潟市中央区東堀通七番町1017
東北電力(株)会津若松支社	0242-26-5625	福島県会津若松市東栄町3-38
東北電力(株)新津営業所	0250-22-4257	新潟市秋葉区新津本町4-18-13
日本郵便株式会社津川郵便局	0254-92-2200	東蒲原郡阿賀町津川3532-2
鹿瀬郵便局	0254-92-2522	東蒲原郡阿賀町鹿瀬8985-4
日出谷郵便局	0254-97-2001	東蒲原郡阿賀町日出谷乙2285
上川郵便局	0254-95-2401	阿賀町豊川甲445-2
三川郵便局	0254-99-2001	阿賀町白崎731
日本赤十字社新潟県支部	025-231-3121	新潟市中央区関屋下川原町1-3-12
NHK新潟放送局	025-230-1616	新潟市中央区川岸町1-49
日本運輸(株)新潟支社	025-228-0202	新潟市中央区上大川前通五番地 68-1
東日本高速道路(株)新潟管理事務所	025-287-4411	新潟市江南区亀田早通3233
新潟交通観光バス(株)津川営業所	0254-92-2430	東蒲原郡阿賀町平堀896-1
(株)新潟日報社津川支局	0254-92-2148	東蒲原郡阿賀町上ノ山3-7
阿賀町津川土地改良区	0254-92-3111	東蒲原郡阿賀町津川580

(株)新潟放送局	025-267-4111	新潟市中央区川岸町3-18
(株)新潟総合テレビ	025-245-8181	新潟市中央区八千代2-3-1
(株)テレビ新潟放送網	025-283-1111	新潟市中央区新光町1-11
(株)新潟テレビ21 UX	025-223-0021	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19
(株)エフエムラジオ新潟	025-246-2311	新潟市中央区幸西4-3-5
新潟県民エフエム(株)	025-240-0079	新潟市中央区万代2-1-1
(株)エフエム新津	0250-23-5000	新潟市秋葉区新津東町2-5-6
新潟運輸(株)新津営業所	0250-67-4560	阿賀野市京ヶ瀬工業団地1062-3
新潟みらい農業協同組合阿賀支店	0254-92-3071	東蒲原郡阿賀町平堀1075
東蒲原郡森林組合	0254-95-2016	東蒲原郡阿賀町両郷乙515
阿賀野川漁業協同組合	0250-58-8960	東蒲原郡阿賀町石間4335-52
東蒲原郡漁業協同組合	0254-92-4472	東蒲原郡阿賀町平堀2226-2
津川商工会	0254-92-2494	東蒲原郡阿賀町津川3581-1
上川商工会	0254-95-2266	東蒲原郡阿賀町両郷甲2150
鹿瀬商工会	0254-92-4894	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬1777
三川商工会	0254-99-2064	東蒲原郡阿賀町白崎148
新潟県建設業協会 津川支部	0254-92-2513	東蒲原郡阿賀町津川3273-1
五泉市東蒲原郡医師会	0250-41-0611	五泉市東本町2-6-1

## 第4章 阿賀町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等についてまとめる。

### (1) 位置と地形

#### ① 位置

阿賀町は、新潟県の中央東部、福島県との県境に位置している。北は新発田市に、西側は阿賀野市、五泉市および三条市に接しているが、県都新潟市の都心部から南東へ約45km（町中心部まで）の位置にあり、磐越自動車道で約35分、一般国道49号では約60分で到達できる距離にある。

面積は952.88km<sup>2</sup>で新潟県面積の約6.8%を占めている。

#### ② 地形

町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸に形成された段丘を中心に開けた山間地域である。中心部には比較的平坦な地形が分布しているが、周辺は急峻な山岳地で囲まれ、それらの嶺々が周辺市や福島県との境界を形成している。

北には大きく飯豊連峰の山塊が広がり、北西には越後山脈が南北に走っている。

(町の地形)

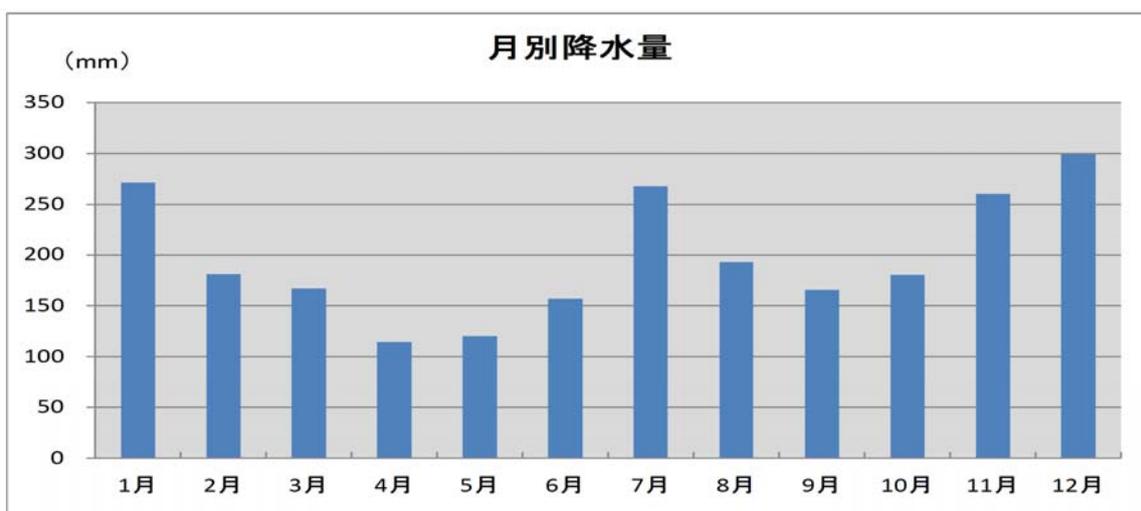
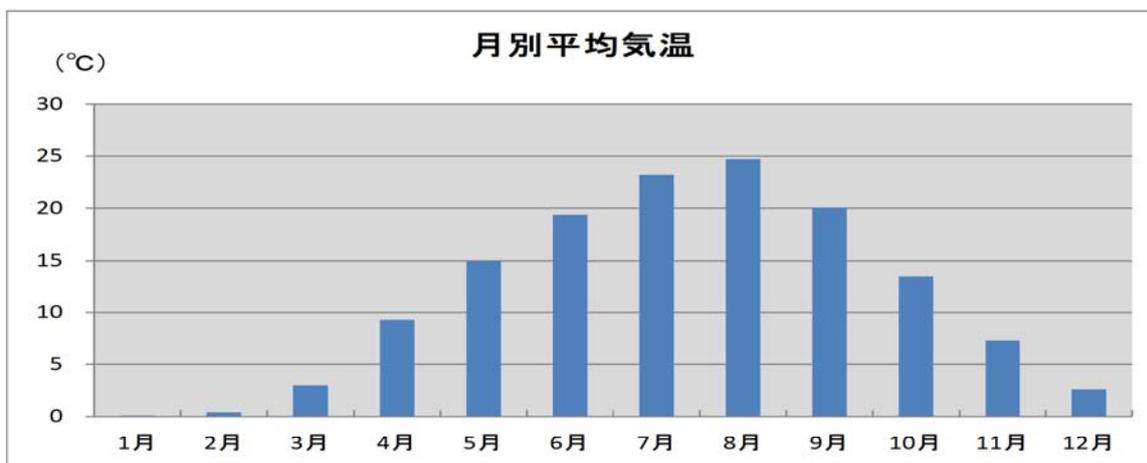


国土地理院の数値地図 200000 (地図画像)「新潟」を掲載

## (2) 気候

阿賀町の気候は、新潟県内陸部の典型的な特性を示している。夏期は、高温多湿で降水量も多く、冬期は厳寒であり降雪量が多い。積雪は、阿賀野川と常浪川の合流点で1.5m、山間部では2.5m内外に達する。根雪期間は12月下旬～3月上旬に及び、特別豪雪地帯として指定されている。

(月別平均気温、降水量等のグラフ)



要素	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	降水量	積雪の深さ最大
単位	°C	°C	°C	m/S	mm	cm
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	0.1	3.5	-2.9	1.2	271.6	89
2月	0.4	4.3	-3.2	1.3	181.0	100
3月	3.0	8.2	-1.6	1.3	166.8	73
4月	9.3	16.3	2.9	1.4	114.3	11
5月	15.0	22.0	8.7	1.4	120.3	0
6月	19.4	25.3	14.4	1.2	156.8	0
7月	23.2	28.4	19.1	1.0	268.2	0
8月	24.7	30.6	20.2	1.1	193.0	0
9月	20.1	25.7	16.0	1.0	165.4	0
10月	13.5	19.2	9.2	0.9	180.4	0
11月	7.3	12.6	3.2	0.9	260.6	2
12月	2.6	6.5	-0.5	1.0	299.3	42
全年	11.5	16.9	7.1	1.2	2377.6	109

津川気象観測所

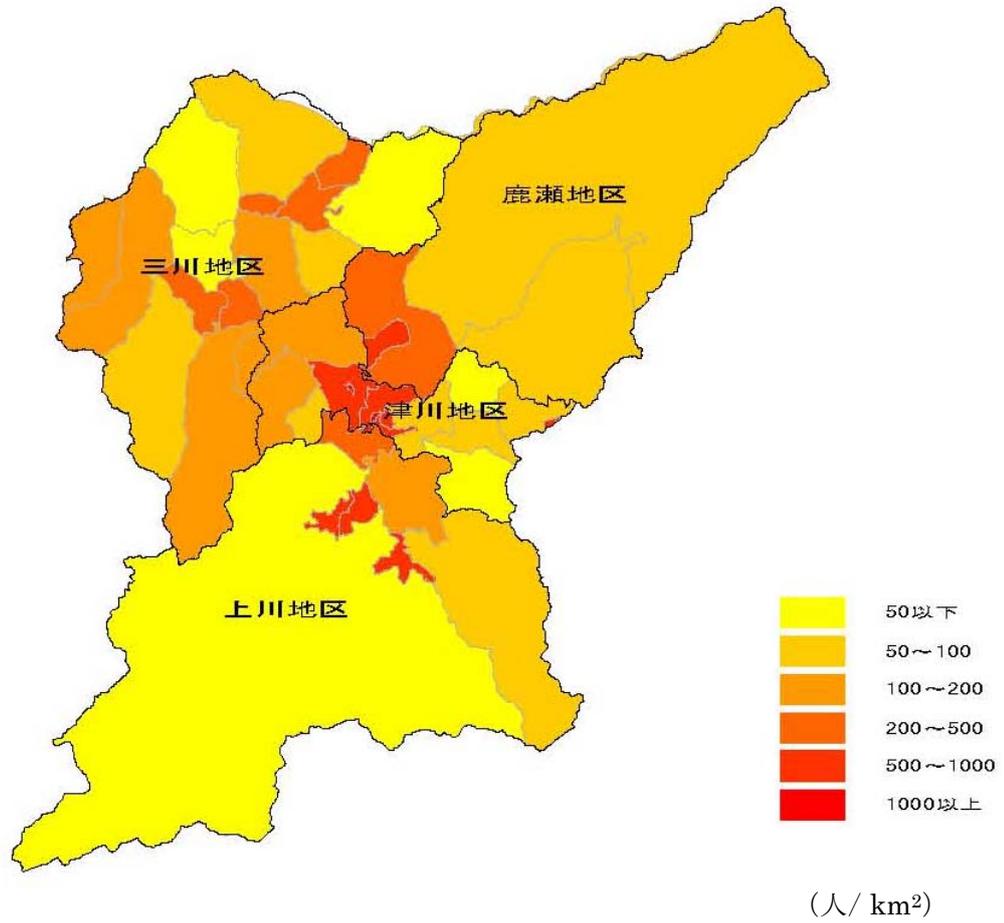
(3) 人口構成および人口分布

阿賀町の人口は平成22年で13,303人である。人口は年々減少の傾向を示し、平成17年からの5年間で、9.5%の減少となっている。併せて、少子高齢化の傾向も著しく、平成22年の高齢者比率は41.5%にも達し、人口の約4割が高齢者である。

			平成17年	平成22年
総人口（人）			14,703	13,303
人口密度（人/Km <sup>2</sup> ）			15.4	14.0
世帯数（世帯）			5,084	4,870
世帯別人員（人/世帯）			2.89	2.73
年 齢 構 成	0～14歳	人	1,607	1,311
		%	10.9	9.9
	15～64歳	人	7,342	6,471
		%	50.0	48.6
	65歳以上	人	5,754	5,521
		%	39.1	41.5
	計	人	14,703	13,303
		%	100.0	100.0

資料：国勢調査

(字别人口密度)



#### (4) 道路の位置等

本町は、福島県側と新潟市とを結ぶ交通の要衝にあり、磐越自動車道および一般国道49号が広域幹線道路として町内を東西に横断している。

町内には、磐越自動車道の津川ICおよび三川ICが設置されており、町内の高速道路利用の利便性を高めている。

一般国道は、上記一般国道49号のほか、一般国道459号が本町中心部で津川ICおよび一般国道49号にアクセスし、阿賀野川上流沿いに福島まで伸びている。

このほか、常浪川沿いには県道室谷津川線が整備されているなど、主な河川の谷沿いに県道や幹線町道が通り、谷沿いの集落を結んでいる。

#### (5) 鉄道の位置

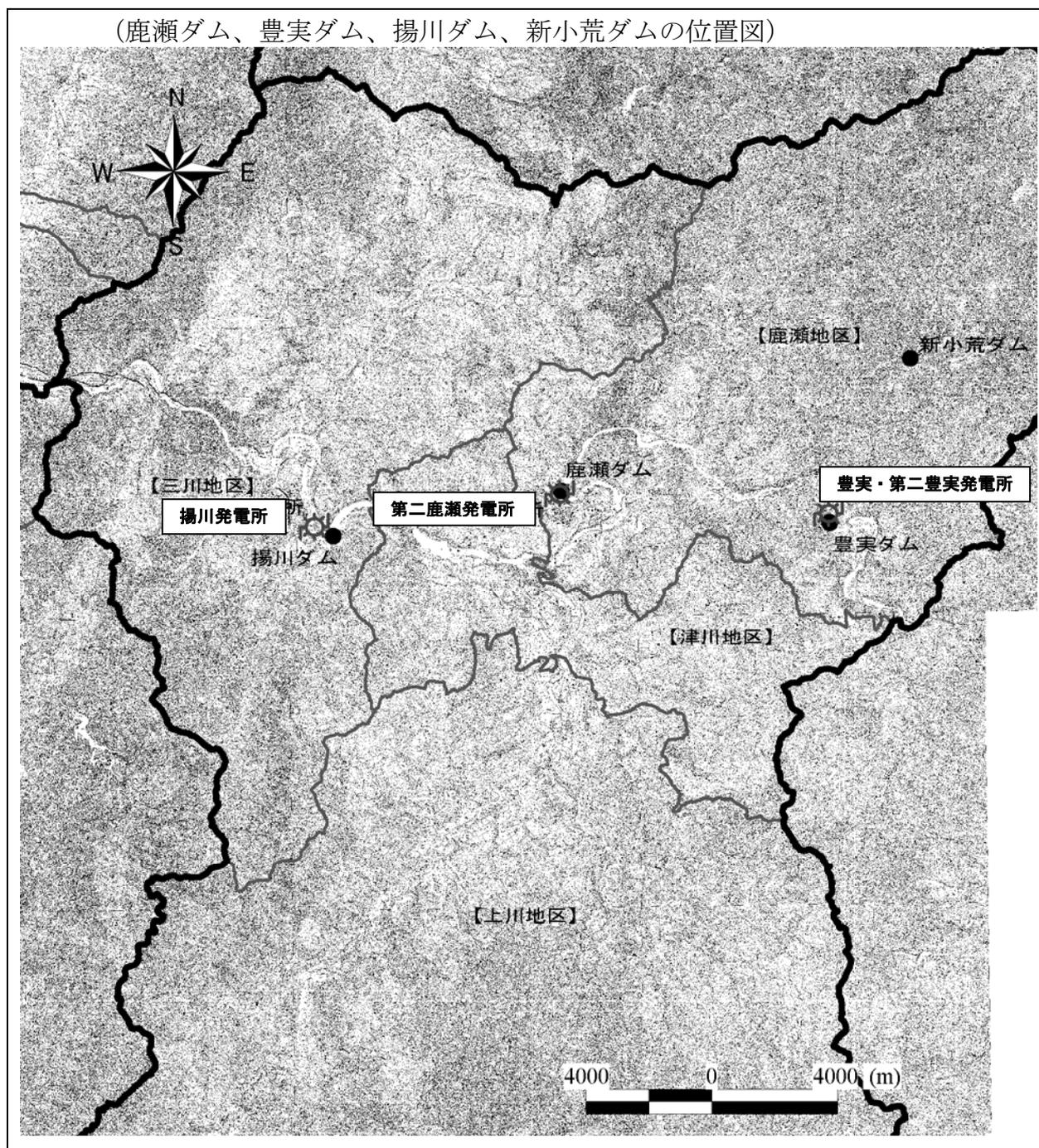
鉄道は、福島県郡山～新潟県新津間を結ぶJR磐越西線が阿賀野川沿いにのび、町域を東西に横断している。町内には豊実、日出谷、鹿瀬、津川、三川、五十島、東下条の7駅がある。

# 阿賀町エリアマップ



(6) その他

町域内には、自衛隊施設、および原子力発電所や石油コンビナート等はない。ただし、阿賀野川には、鹿瀬ダム、豊実ダム、揚川ダムが設置されており、支川の実川には新小荒ダムが設置されている。また、発電所は豊実、第二豊実、第二鹿瀬、揚川が設置されている。



町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

## 1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

### (1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

船舶による上陸の場合は、沿岸部が当初の目標となりやすく、また航空機により侵攻部隊を投入する場合も沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。しかし、本町の場合は、内陸部に位置していることから、本項に関しての緊急性は比較的低い。

ただし、着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられる。広域避難が必要となるほか、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動を予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定される。事態の状況により、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

### (3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が予想されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適正な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への

避難や消火活動が中心となる。

#### (4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

## 2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

#### ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが予想される。

本町の場合は、上記施設のうちダムが4基存在することから、これらの施設に対する注意が必要である。

#### ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

本町の場合は、それほど大規模な集客施設はないことから、この事態は比較的少ないと考えられる。

### (2) 攻撃手段による分類

#### ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

#### ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といっ

た事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 町の各課における平素の業務

町の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【町の各課における平素の業務】

課名	平素の業務
総務課 鹿瀬支所 上川支所 三川支所	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民保護協議会の運営に関する事</li><li>・町国民保護対策本部に関する事</li><li>・関係機関との連絡調整に関する事</li><li>・避難実施要領の策定に関する事</li><li>・避難施設の指定への協力に関する事</li><li>・国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄に関する事</li><li>・非常通信体制の整備に関する事</li><li>・安否情報の収集体制の整備に関する事</li><li>・国民保護についての訓練に関する事</li><li>・特殊標章等の交付等に関する事</li><li>・国民保護に関する普及及び啓発に関する事</li><li>・24時間即応体制の確保に関する事</li><li>・復旧に関する事</li><li>・通信施設の管理に関する事</li><li>・データ通信網の機能確保に関する事</li><li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事</li><li>・運送事業者との連絡調整に関する事</li></ul>
町民生活課	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物処理に関する事</li><li>・避難施設の運営体制の整備に関する事</li><li>・遺体の埋葬に関する事</li><li>・生活必需品の流通に関する事</li><li>・食糧の流通に関する事</li></ul>
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアに関する事</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> </ul>
農林商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産施設の管理に関すること</li> <li>・農業用施設の管理に関すること</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川の管理に関すること</li> <li>・水道施設の管理、体制整備に関すること</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の安全教育に関すること</li> <li>・学校、教育施設の管理に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> </ul>
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む）</li> <li>・住民の避難誘導に関すること</li> </ul>

※ 国民保護に関する業務の総括、各課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当課長(総務課長)等の国民保護担当責任者が行う。

## 2 町職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
① 担当課体制	国民保護担当課(総務課)職員が参集
② 緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		① 担当課体制
	町の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		② 緊急事態 連絡室体制
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 担当課体制
		町の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	② 緊急事態 連絡室体制
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③ 町国民保護 対策本部体制

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、阿賀町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という）における町対策本部長、副本部長及び本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長（町長）	副町長	教育長	総務課長
副本部長（副町長）	教育長	総務課長	会計管理者
本部員（各課長）	各課長補佐	各課主管係長	

(6) 職員の服務基準

町は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

#### (7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

### 3 消防機関の体制

#### (1) 消防本部（消防署）における体制

消防本部（消防署）は、町における参集基準等と同様に、消防本部（消防署）における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部（消防署）における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部（消防署）との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部（消防署）における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	健康福祉課 農林商工課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	建設課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	建設課
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1項・2項)	健康福祉課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	健康福祉課
	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1項・2項)	
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)		担当課
訴訟に関する事。(法第6条、175条)		担当課

注)「法」とは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)を指す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町村との連携

#### (1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

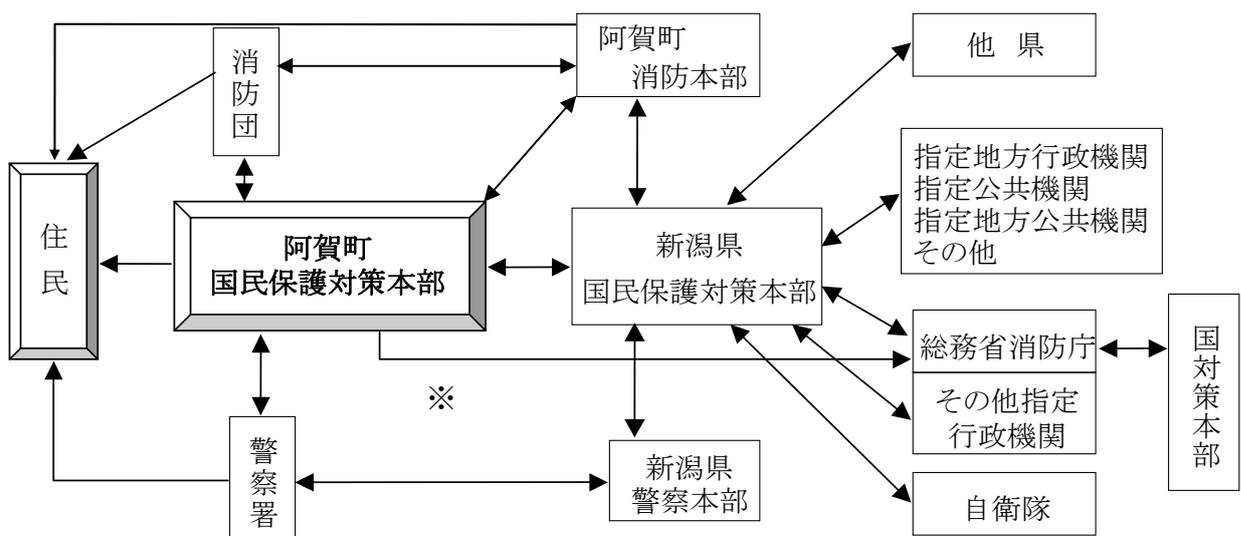
現在、阿賀町において使用可能な通信手段は次のとおりである。武力攻撃災害発生時の非常時においては、このうちから最も状況に適した通信手段を選定し使用する。

- ・ 県防災行政無線
- ・ 町防災行政無線及び I P 告知端末器
- ・ 加入電話(災害時優先電話を含む)
- ・ その他

#### (2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電などに備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

〔各機関相互の通信連絡系統〕



※武力攻撃災害等の状況により県対策本部に報告できない場合

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

### (2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

#### ① 現況

災害時に被害の軽減を図るためには、町と災害現場、町民、さらに地域の防災関係機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達および収集が必要である。現況の通信施設は携帯電話、衛星携帯電話、及び防災行政無線等である。

#### ② 実施計画

将来災害時における迅速かつ的確な情報伝達および収集を行うため、阿賀町情報ネットワーク整備事業を今後実施する予定である。

#### ③ 停電・耐震対策

##### ア 停電対策

停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を推進するものとする。

る。

また、非常用発電設備の実負荷運転等の災害発生を想定した保守、点検整備を行う。

#### イ 耐震対策

重要な設備等には、基礎ボルト、ストッパーなどにより固定する。

#### ④ 管理運用体制の整備

##### ア 時間外運用体制の整備

勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

##### イ 実践的な非常通信訓練の実施

実践的な非常通信訓練を定期的の実施し、無線運用の習熟を図る。

#### 【全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係わる警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。平成19年から有事関連情報の送信を始めている。

#### (3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

#### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### (6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

- |  |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 氏名</li><li>② フリガナ</li><li>③ 出生の年月日</li><li>④ 男女の別</li><li>⑤ 住所（郵便番号を含む）</li><li>⑥ 国籍</li><li>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</li><li>⑧ 負傷（疾病）の該当</li><li>⑨ 負傷又は疾病の状況</li><li>⑩ 現在の居所</li><li>⑪ 連絡先その他情報</li><li>⑫ 親族、同居者への回答の希望</li><li>⑬ 知人への回答の希望</li><li>⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意</li></ul> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</li><li>⑯ 遺体が安置されている場所</li></ul> |
|--|

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷、 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるのかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体の安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるのかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

**4 被災情報の収集・報告に必要な準備**

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

**【被災情報の報告様式】**

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分

阿 賀 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇町△△A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		
	死者	行方	負傷者		全壊	半壊	
		不明者	重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。この場合、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集・整理

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 阿賀町の地図
  - ・ 住宅地図 . . . . . 人口分布(男女別)、世帯数、昼夜別人口のデータのわかるもの
  - ・ 道路網図 . . . . . 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等を示したもの
  - ・ 公共交通網図 . . . . . 鉄道網、バス路線などを示したもの
  - ・ 避難施設位置図 . . . . . 収容能力や屋内外の別がわかるもの
  - ・ 備蓄物資所在地 . . . . . 主要な民間事業者位置図
  - ・ 生活関連等施設等位置図 . . . . . 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のものを示すもの
  - ・ 消防機関位置図 . . . . . 消防本部（消防署）の所在地を示すもの
- リスト関係
  - ・ 上記各地図掲載項目の一覧表
  - ・ 輸送力のリスト . . . . . 鉄道、バス等の運送業者や公共交通機関の保有する輸送力
  - ・ 生活関連等施設等のリスト
  - ・ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
  - ・ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先
- 要配慮者の避難支援プラン

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

本町の場合、福島県にも隣接し、幹線道路、鉄道を通じてこれら市町村との交流も多いことから、さらに緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 避難所における住民の協力

町は、平素から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- ・自治組織の結成とリーダーへの協力
- ・ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルールへの遵守
- ・要配慮者への配慮
- ・その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

## 2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

パターン作成にあたっては、区域内の観光客等一時滞在者数や、昼間人口等の把握に平素から努めるとともに、積雪期における避難方法並びに高齢者、障害者、乳幼児、児童および外国人等、特に配慮を要する者の避難方法等について配慮するものとする。

## 3 救護所の設置等

(1) 救護所予定施設の指定

町は、避難施設に指定された学校等の中から、保健室等、救護所として使用

可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

#### (2) 救護所予定施設の点検

町は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所予定施設の設備等の点検を行うものとする。また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

### 4 救護所等の医療資器材の確保

町は、救護所等の医療活動に必要な医療資器材の確保のための計画を定めるものとする。

### 5 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 6 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

主な情報は以下のとおりとする。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス)の数、定員  
 ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など  
 これらの例を下表に示す。

機関名	所在地	電話番号	保有車輛数	定員 人/台
新潟交通㈱	新潟市中央区万代1-6-1	025-246-6333		

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)  
 例を下表に示す。

路線名	起点	終点	車線数 (主要区間)	管理者 連絡先
磐越自動車道	福島県いわき市 いわき JCT	新潟県新潟市中央 区 新潟中央IC	2	東日本高速道路㈱ 新潟管理事務所 025-287-4411
一般国道49号	福島県いわき市常 磐上矢田町沼ノ平 23-1	新潟県新潟市中央 区明石2丁目78番1	2	新潟国道事務所 水原維持出張所 0250-62-3100
一般国道459号	新潟市中央区明石2 丁目78番1	阿賀町豊実字上島 乙2125番1	2	新潟地域 振興局 津川地区 振興事務所 0254-92-4748
県道 新発田津川線	新発田市諏訪町2丁 目甲13-2	阿賀町大字常浪字 壇ノ下1230-1	2	
〃 新潟村松三川線	新潟市東区下山2丁 目	阿賀町あが野南字 藤ノ牧乙5570-3	2	
〃 津川インター線	阿賀町 (磐越自動車道・ 津川IC)	阿賀町 (津川インター入 口交差点=国道49 号・459号交点)	2	
県道 五十島停車場線	阿賀町五十島字下 村226-2	阿賀町あが野北字 中瀬20	2	
〃 三川停車場線	阿賀町川口字大割 368-1	阿賀町大字白川字 白	2	
〃 角島鹿瀬線	阿賀町大牧字上下 島163-6	阿賀町向鹿瀬字森 ノ下1086-2	2	
〃 室谷津川線	阿賀町神谷丙字岩 堂丙1372番地17	阿賀町津川字湊 3461	2	
〃 柴倉津川線	阿賀町大字大倉字 居島甲20	阿賀町津川字湊町 3461	2	
〃 鹿瀬日出谷線	阿賀町日出谷字裏 通甲7114番地	阿賀町日出谷当麻 字志津乙1224番1	2	
〃 黒倉野中線	阿賀町東山字中山 2518番	阿賀町両郷甲字谷 地裏乙764番1	2	
〃 二枚田狐窪線	阿賀町豊実字二枚 田丁1910	阿賀町豊実字添方 乙1062-1	2	
〃 西津川線	阿賀町西字与惣右 エ門後3328	阿賀町津川字小野 戸3122-14	2	
〃 中ノ沢内川線	阿賀町中ノ沢1147 番地	阿賀町五十沢 1348-1	2	
〃 三川インター線	阿賀町あが野南字 堂ノ前乙1961番地1	阿賀町	2	

# 阿賀町エリアマップ



## (2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する阿賀町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

### 【緊急輸送道路】

指定区分	道路名	区間
第1次緊急輸送道路	磐越自動車道 一般国道49号	町内全区間
第2次緊急輸送道路	一般国道459号	町内一部区間
	県道新発田津川線	町内一部区間
	県道室谷津川線	町内一部区間

## (3) 輸送力の確保

町長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置について予め定めておくものとし、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請する。

## 7 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 8 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
	第28条	1号	危険物
2号		毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
3号		火薬類	経済産業省
4号		高压ガス	経済産業省
5号		核燃料物（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
6号		核燃料物質	原子力規制委員会
7号		放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
8号		毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
9号		電気工作物内の高压ガス	経済産業省
10号		生物剤、毒素	各省庁 主務大臣
11号		毒性物質	経済産業省

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。なお、備蓄等にあたっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

#### 1 町における備蓄

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

##### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

##### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

##### (3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

#### 2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

##### (1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 積雪期における体制整備

豪雪地における積雪期の武力攻撃事態等は、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を地域に及ぼすとともに、住民の避難を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

阿賀町は特別豪雪地帯に指定されており、特にこのことに留意する必要がある。このため、町は、国、県との連携のもとに、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

### 1 除排雪体制・施設整備等の推進

町は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、県道、一般国道、高速自動車の各道路管理者との緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進し、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

また、町は、国、県と連携のうえ、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩予防柵等の道路防雪施設の整備に努める。

### 2 緊急活動体制の整備

町は、国、県の道路管理者等と相互に協議のうえ、県に対して、初動活動に必要な冬季緊急道路確保路線網図の策定に協力するとともに、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機材の整備等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

### 3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化するためには、除排雪体制の整備をはじめとした雪対策の総合的、長期的推進を図り、平素から雪に強い町づくりをこころがける必要がある。

このため、町は、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

## 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

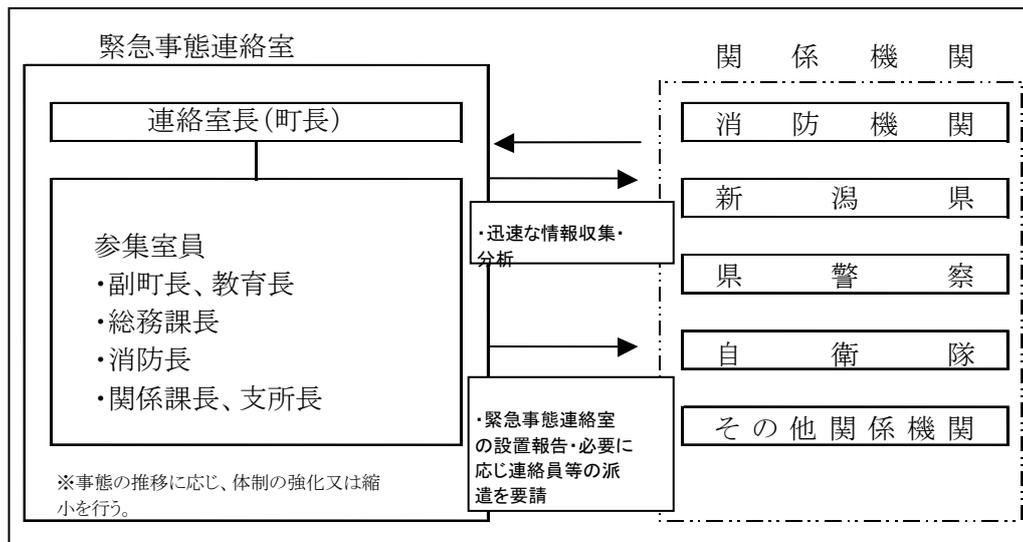


# 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

## (1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当課長（総務課長）など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

### 【町緊急事態連絡室の構成等】



- ※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。  
消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

## (2) 初動措置の確保

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、

警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

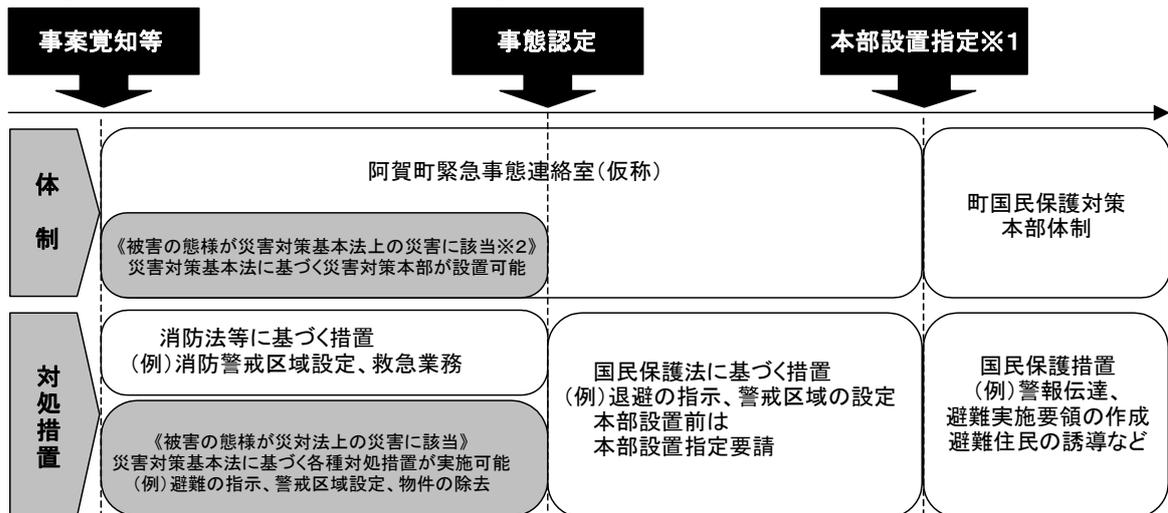
「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【体制の確立と対処設置の流れ】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定タイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

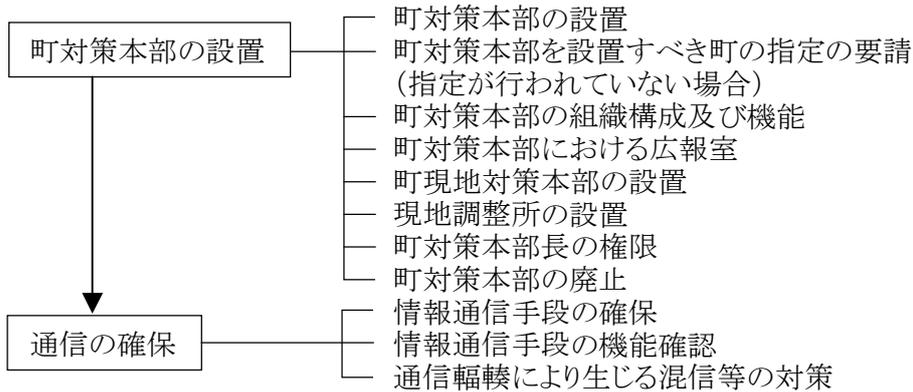
町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、当該町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室をもとに、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 町対策本部の設置等

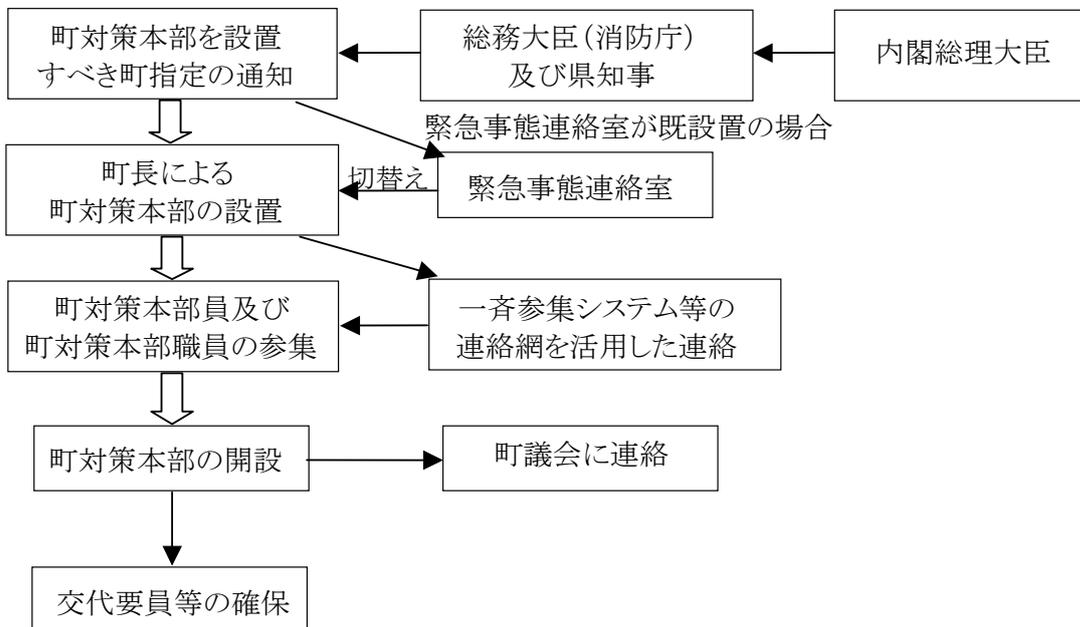
町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 【町対策本部の設置等の体系】



### 1 町対策本部の設置

#### 【町対策本部設置の流れ】



(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

※ 一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町役場本庁舎会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設を下記のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

〈対策本部予備施設〉

第1順位	鹿瀬支所	東蒲原郡阿賀町鹿瀬8931番地1
第2順位	上川支所	東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地
第3順位	三川支所	東蒲原郡阿賀町白崎1182番地

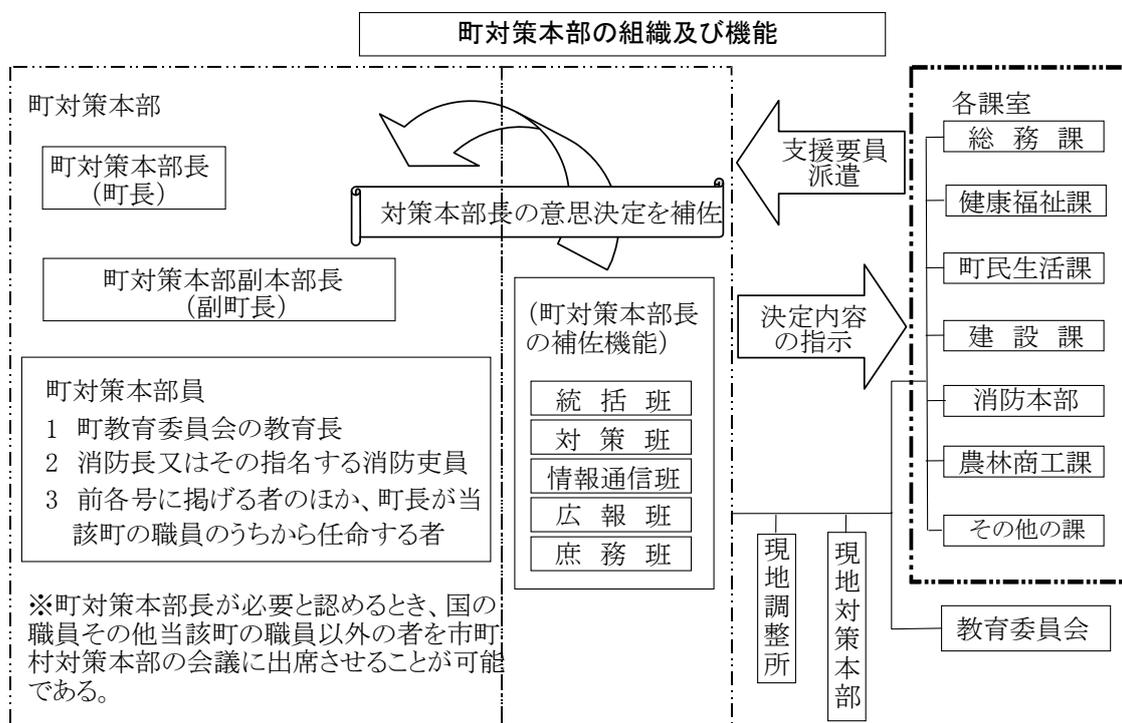
(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施するものとする。(町対策本部には、各課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

【町対策本部長の補佐機能の編成】

	担当者	機 能
統括班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> <li>・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報</li> <li>○避難や救援の実施状況</li> <li>○災害への対応状況</li> <li>○安否情報</li> <li>○その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> </ul>
対策班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>
情報通信班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>・通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
広報班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>
庶務班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理</li> <li>・町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>

【町の各課における武力攻撃事態における業務】

課 名	武力攻撃事態における業務
総務課 鹿瀬支所 上川支所 三川支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町国民保護対策本部に関すること</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・非常通信体制の整備に関すること</li> <li>・安否情報の収集体制に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・復旧に関すること</li> </ul>
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信施設の管理に関すること</li> <li>・データ通信網の機能確保に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・運送事業者との連絡調整に関すること</li> </ul>
町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の運営体制に関すること</li> <li>・廃棄物処理に関すること</li> <li>・遺体の埋葬に関すること</li> <li>・生活必需品の流通に関すること</li> </ul>

	・食糧の流通に関すること
健康福祉課	・ボランティアに関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
建設課	・水道施設の管理、体制整備に関すること
農林商工課	・農林水産施設の管理に関すること ・農業用施設の管理に関すること
建設課	・道路、河川の管理に関すること
教育委員会	・学校、教育施設の管理に関すること ・文化財の保護に関すること
消防本部	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関すること

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

【町対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

名 称	連 絡 先
株新潟放送局	TEL025-267-4111 FAX025-266-3584
株新潟総合テレビ	TEL025-245-8181
株テレビ新潟放送網	TEL025-283-1111 e-mail mail@teny.co.jp
株新潟テレビ21 UX	TEL025-223-0021

(株)エフエムラジオ新潟	TEL025-246-2311 FAX025-245-3577
新潟県民エフエム(株)	TEL025-240-0079 FAX025-246-5185
(株)エフエム新津	TEL0250-23-5000 FAX0250-23-5100
NHK新潟放送局	TEL025-230-1616
(株)新潟日報社津川支局	TEL0254-92-2148

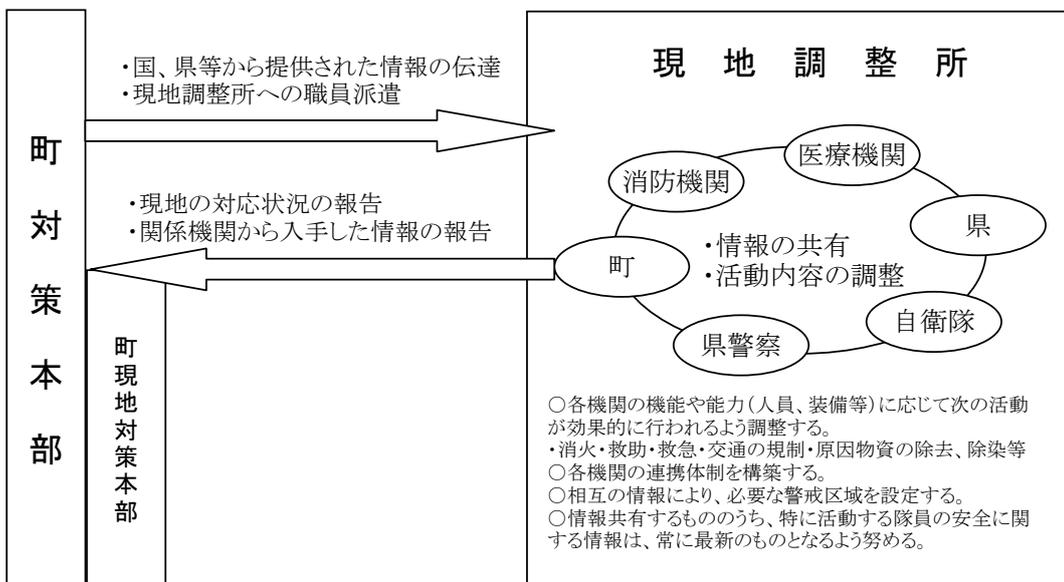
(5) 町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格】

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行わ

れるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)

② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させることが必要である。(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、町は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

#### (7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、阿賀町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、町情報通信ネットワークシステム（I P告知端末器）により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

〔関連機関相互の連携の体系〕



## 1 国・県の対策本部との連携

### (1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

### (2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。さらに、国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

## 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

### (1) 知事等への措置要請

町は、阿賀町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

### (2) 県知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

町は、阿賀町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 町長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

町長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
  - ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
  - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等  
町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援  
町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等  
町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否

を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

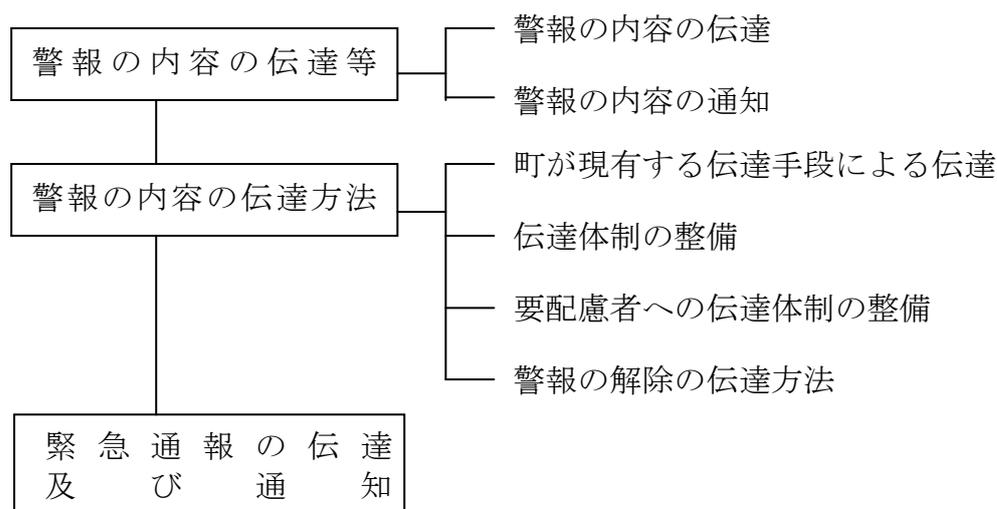
- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

[警報の伝達等の体系]



#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

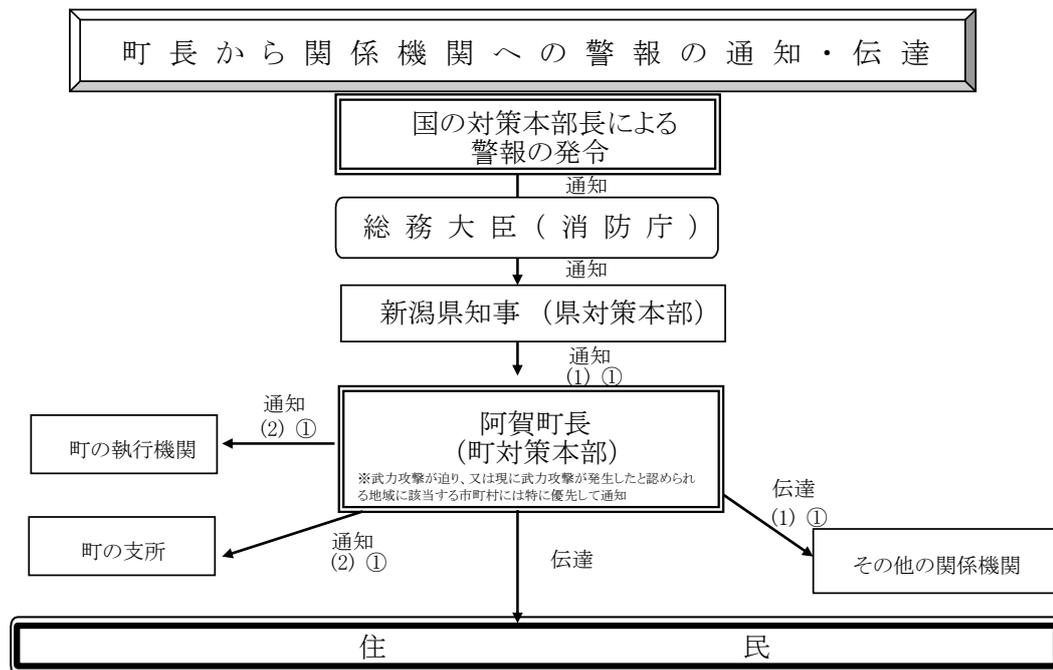
① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

① 町は、阿賀町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ (<http://www.town.aga.niigata.jp/>) に警報の内容を掲載する。

町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは下図のとおりである。



(2) ②※町長はホームページ(<http://www.town.aga.niigata.jp/>)に警報の内容を掲載  
 (2) ③※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか、拡声器を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

### (1) 町が現有する伝達手段による伝達

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

#### ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

#### ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

### 【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

#### (2) 伝達体制の整備

町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

#### (3) 要配慮者への伝達体制の整備

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

#### (4) 警報の解除と伝達方法

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

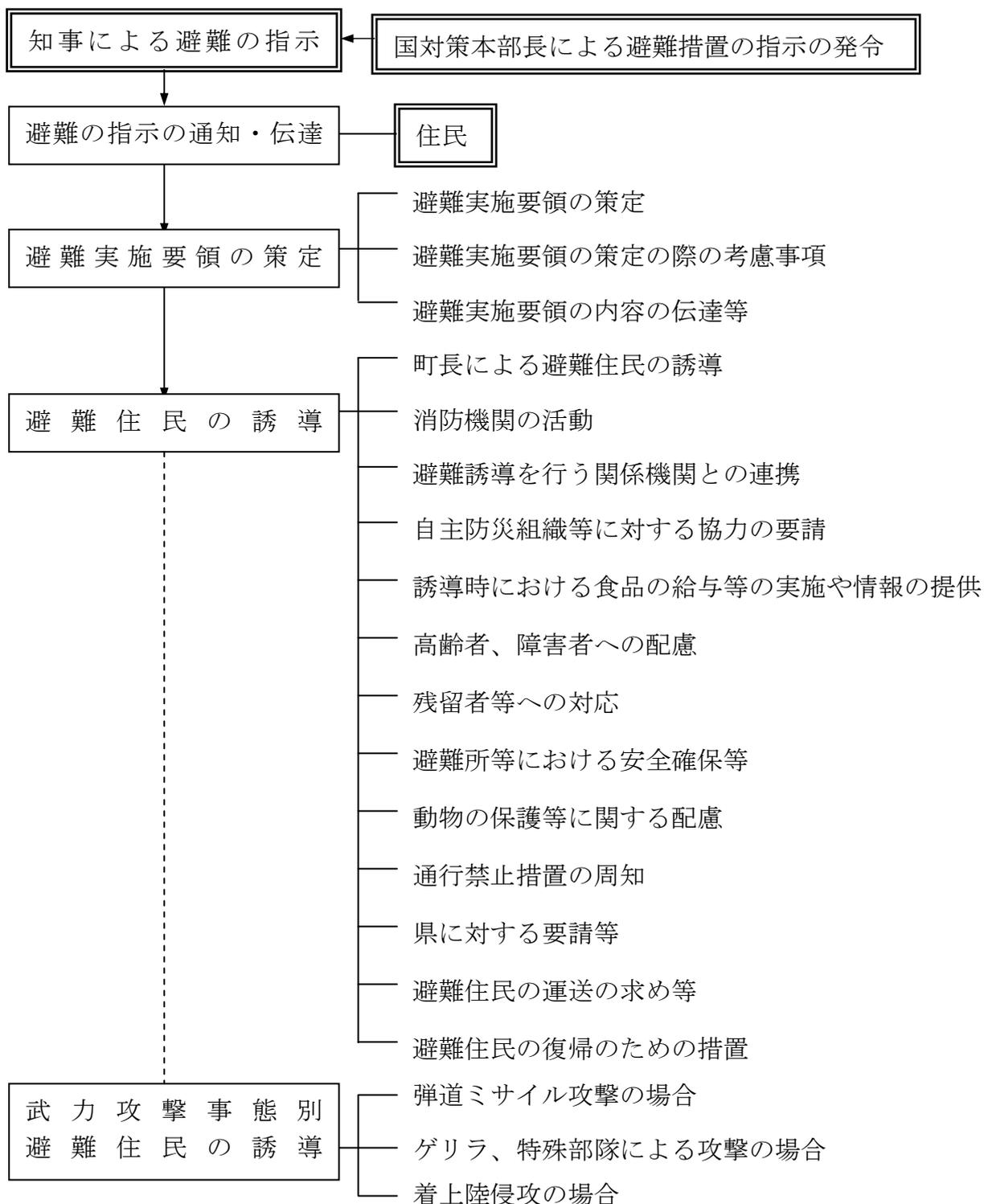
### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

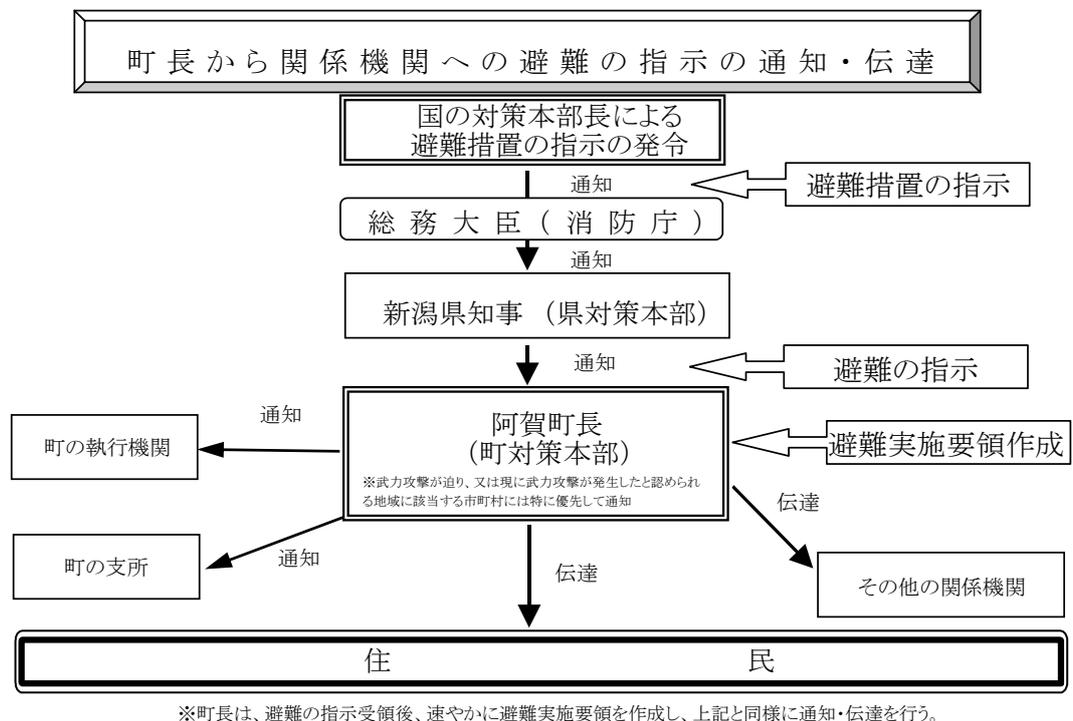
〔避難住民の誘導等の体系〕



## 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

なお、積雪期においては、避難の経路や交通の手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定にあたっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

#### 【避難実施要領の策定の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される町の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

#### 【県国民保護計画における「避難実施要領の項目及び作成の際の主な留意事項」】

##### ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：阿賀町A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、阿賀町A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする）

##### ② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市B1高校体育館）

##### ③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：集合場所：阿賀町A1地区2-1の阿賀町立A1小学校グラウンドに集合する。集合するにあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については、自動車等の使用を可とする。）

##### ④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

（例：バスの発車時刻：〇月〇日 15：20、15：40、16：00）

##### ⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

（例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の住所を確認して避難を促

すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例:集合後は、〇〇鉄道〇〇線 AA 駅より、〇月〇日の 15:30 より 10 分間隔で運行する B 市 B1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B1 駅に到着後は、B 市及び阿賀町職員の誘導に従って、徒歩で B 市 B1 高校体育館に避難する。)

⑦ 町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例:誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例:避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例:避難誘導要員は、〇月〇日 18:00 に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例:携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例:緊急連絡先:阿賀町対策本部 TEL0××-×××-×××× 担当〇〇〇)

## 【避難実施要領のイメージ】

### 避難実施要領(例)

新潟県阿賀町長  
○月○日○時現在

#### 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

阿賀町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 阿賀町のA地区の住民は、△△市のB地区にある県立B高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

##### [避難経路及び避難手設]

バスの場合：阿賀町A地区の住民は、阿賀町立A小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、Cバス会社の用意したバスにより、国道○号線を利用して、県立B高校体育館に避難する。

鉄道の場合：阿賀町A地区の住民は、D鉄道××線○○駅前広場に集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、○○駅までの経路としては、できるだけ国道○号線又はE通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発△△市B駅行きの電車で避難する。△△市B駅到着後は、△△市職員及び阿賀町職員の誘導に従って、主に徒歩で県立B高校体育館に避難する。

…以下略…

- (2) 阿賀町F地区の住民は、□□市G地区にある□□市立G中学校を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

…以下略…

#### 2 避難住民の誘導の実施方法

##### (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・町対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

##### (2) 残留者の確認

町で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕のある場合は、各世帯に声をかける。)

- (3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者と連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

### 3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

阿賀町対策本部 担当 △△〇〇

TEL 0254-9×-×××× (内線×××)

FAX 0254-9×-××××

…以下略…

### (2) 避難実施要領の策定の際の考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (避難支援プラン、要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

#### 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、町長は国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

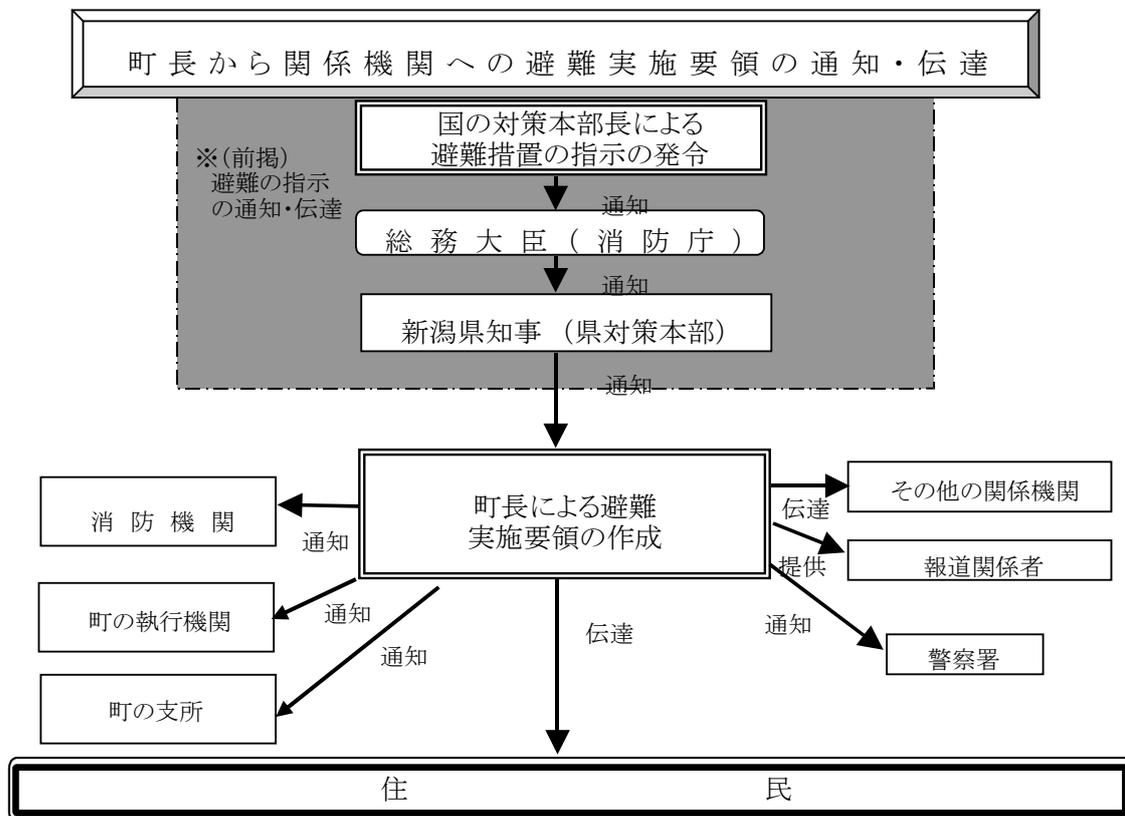
この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部（消防署）は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部（消防署）と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協

力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### 4 武力攻撃事態別避難住民の誘導

##### 弾道ミサイル攻撃の場合

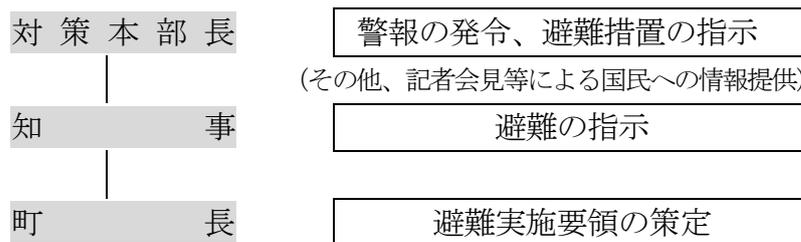
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

##### 【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

## 着上陸侵攻の場合

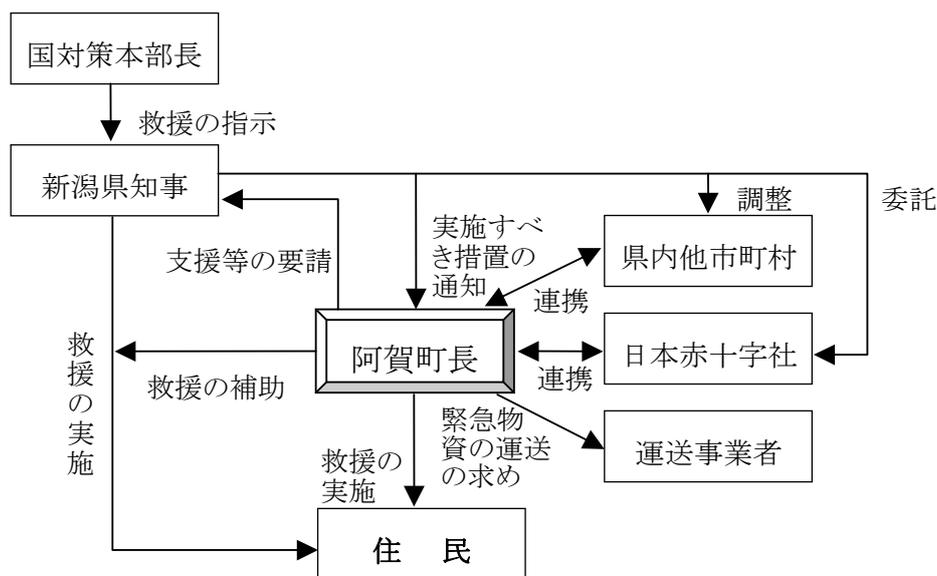
大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救援

町は、県および関係機関と連携・協力し、避難所等において食品、飲料水及び生活必需品の供与や医療の提供等を実施し、避難住民の生活を支援・確保する。このために必要な事項を以下のとおり定める。

### 〔救援の体系〕



### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## (2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

## 2 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 3 救援の内容

### (1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### (2) 救援に関する資料

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

【町対策本部内に準備されている資料（前掲）】

- 阿賀町の地図
  - ・ 住宅地図 ・ ・ ・ ・ ・ 人口分布（男女別）、世帯数、昼夜別人口のデータのわかるもの
  - ・ 道路網図 ・ ・ ・ ・ ・ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等を示したもの
  - ・ 公共交通網図 ・ ・ ・ ・ ・ 鉄道網、バス路線などを示したもの
  - ・ 避難施設位置図 ・ ・ ・ ・ ・ 収容能力や屋内外の別がわかるもの
  - ・ 備蓄物資所在地 ・ ・ ・ ・ ・ 主要な民間事業者位置図
  - ・ 生活関連等施設等位置図 ・ ・ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のものを示すもの
  - ・ 消防機関位置図 ・ ・ ・ ・ ・ 消防本部（消防署）の所在地を示すもの
- リスト関係
  - ・ 上記各地図掲載項目の一覧表
  - ・ 輸送力のリスト ・ ・ ・ ・ ・ 鉄道、バス等の運送業者や公共交通機関の保有する輸送力
  - ・ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
  - ・ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先
- 要配慮者の避難支援プラン

(3) 救援の内容

知事からの通知により行う救援の実施に際しては、それぞれ以下の点に留意する。

① 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。))とその用地の把握)
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の提供体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

- ③ 医療の提供及び助産
  - ・医薬品、医療資機材、NBC 対応資機材等の所在の確認
  - ・被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集
  - ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
  - ・避難住民等の健康状態の把握
  - ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
  - ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
  - ・物資の引き渡し場所や一時集積場所の確保
  - ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
  - ・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊の関係機関との連携
  - ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- ⑤ 埋葬及び火葬
  - ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
  - ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
  - ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
  - ・県警察との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等の実施
  - ・国民保護法第 122 条及び国民保護法施行令第 34 条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応(厚生労働省が定める同法第 5 条及び第 14 条の特例)
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
  - ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
  - ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
  - ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
  - ・聴覚障害者等への対応
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
  - ・住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)
  - ・応急修理の施行者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
  - ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
  - ・応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
  - ・児童生徒の被災状況の収集
  - ・不足する学用品の把握
  - ・学用品の給与体制の確保
- ⑨ 死体の捜索及び処理
  - ・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊の関係機関との連携
  - ・被災情報、安否情報の確認
  - ・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定

- ・死体の処理方法(死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存(原則既存の建物)及び検案等の措置)
  - ・死体の一時保管場所の確保
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
  - ・障害物の除去の施行者との調整
  - ・障害物の除去の実施時期
  - ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

#### 4 医療救護活動

(1) 救護所の設置

町は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置するものとする。

(2) 救護所の医療救護活動

町は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県に支援要請を行うものとする。

- ・初期救急医療
- ・地域災害医療センターおよび基幹災害医療センターへの移送手配
- ・医療救護活動の記録
- ・死亡の確認
- ・町への救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(3) 患者等の搬送

町は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

(4) 医療資器材等の供給

町は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

#### 5 遺体の埋葬及び火葬

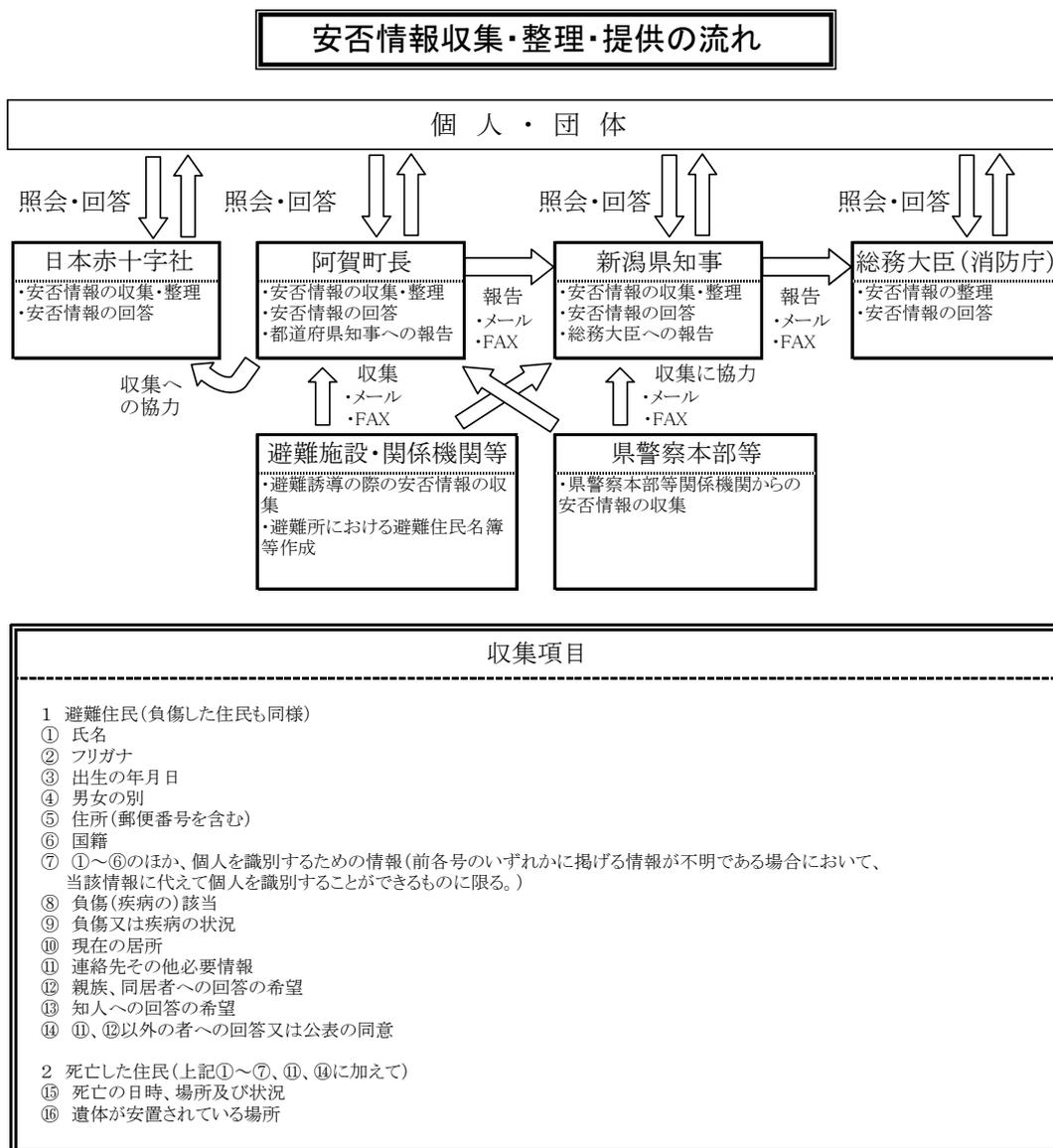
町は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には、県に要請するものとする。

また、死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。

## 第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れは下図のとおりである。



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。ただし、この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国

人登録証明書、住基カード等)を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の居住市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

## (2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。  
当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷、 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるのかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体の安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるのかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



## 安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 様 （市町村長）		
申 請 者 住所（居所） <hr/> 氏名 <hr/>		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民であるため ③ その他 ( )	
被照会者を特定するために必要な事項	備 考	
	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 ※の欄には記入しないこと。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日	
様	
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
被 照 会 者	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)
	その他個人を識別 するための情報
	現 在 の 居 所
	負傷又は疾病の状況
	連絡先その他必要情報

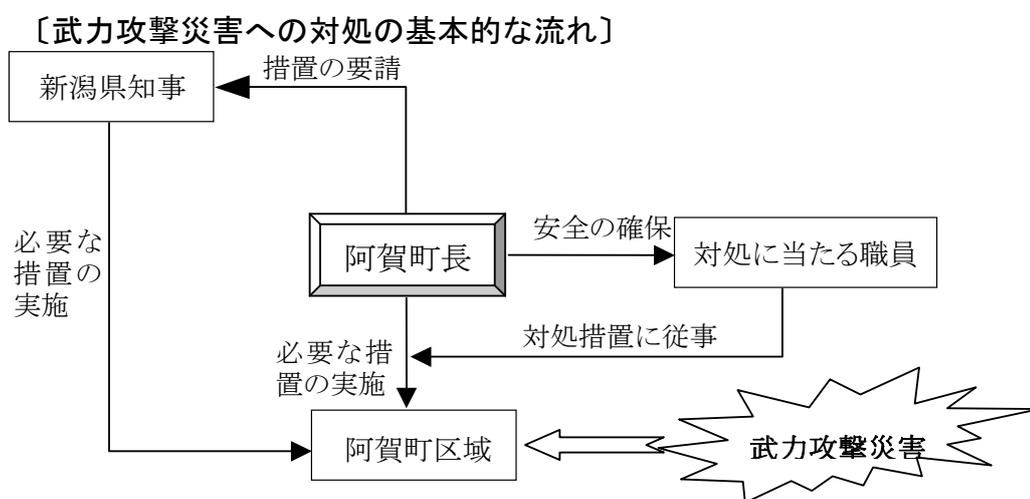
- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」の欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方



#### (1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

#### (2) 知事への措置要請

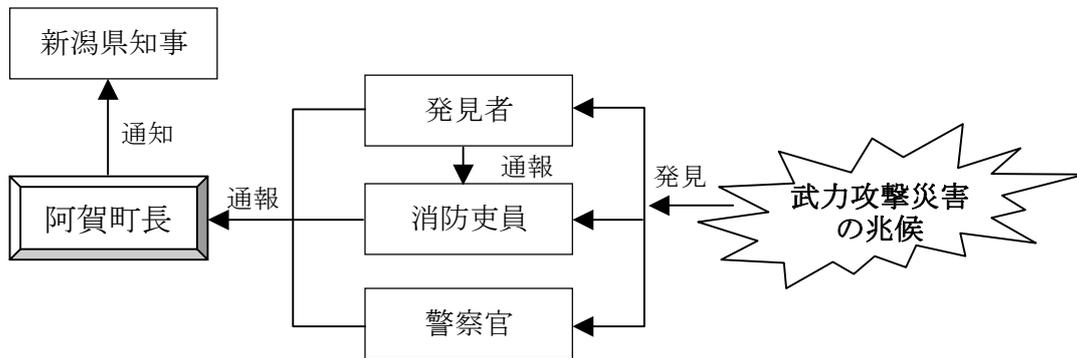
町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

#### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

## 2 武力攻撃災害の兆候の通報

### 〔武力攻撃災害の兆候の通報の流れ〕



#### (1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

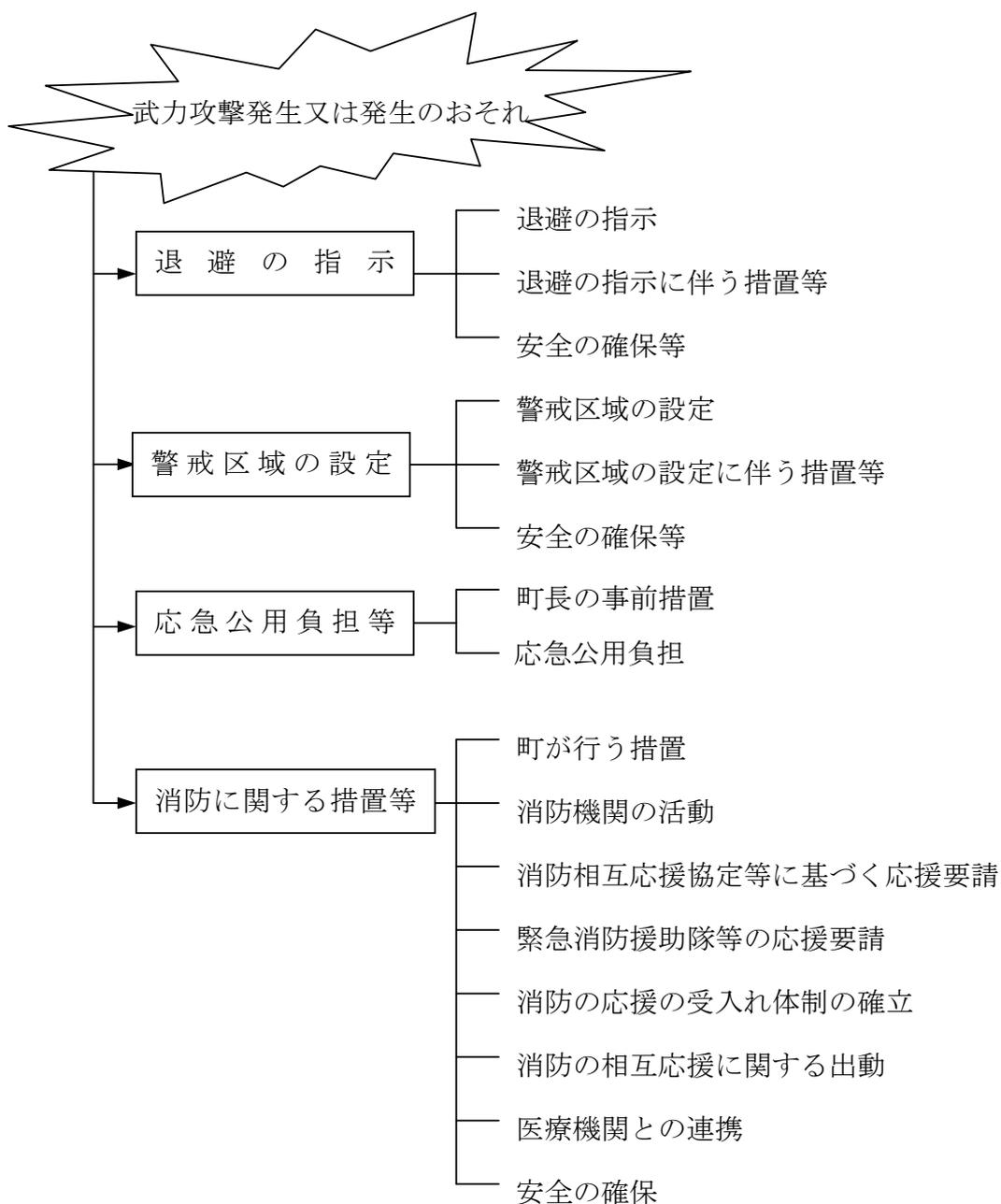
#### (2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

[応急措置等の体系]



## 1 退避の指示

### (1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【退避の指示の例】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### 【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

### (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

- 退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内

容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保等

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

## 4 消防に関する措置等

### (1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、

消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部（消防署）は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じ

ることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

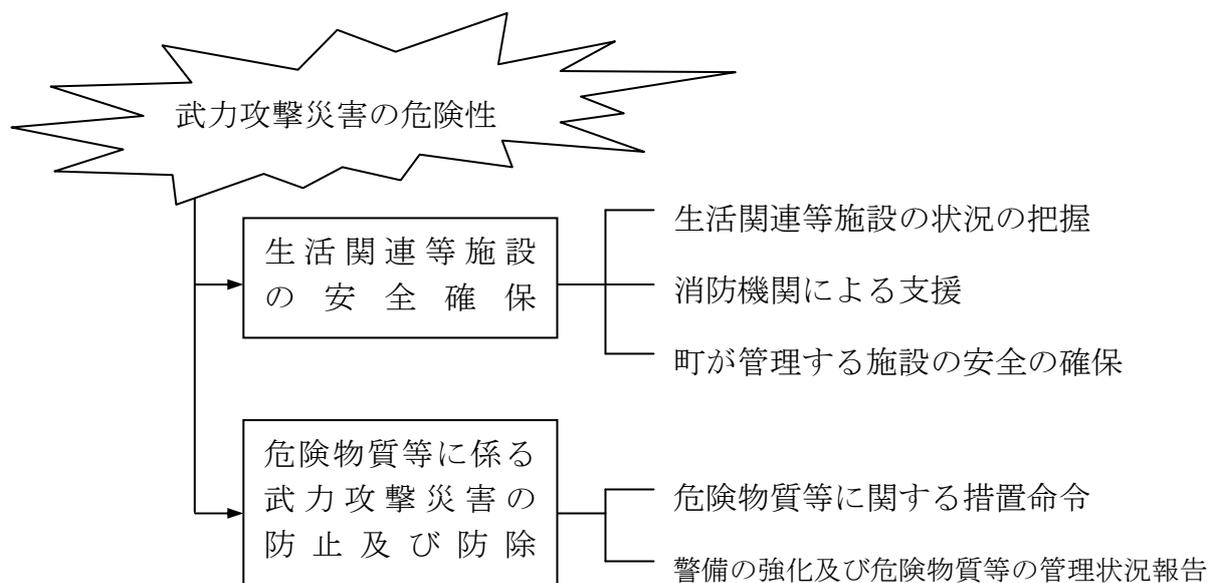
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 町長は、被災地以外の町長として知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種類、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

なお、本町域内には石油コンビナート等はないことから、これに係る武力攻撃災害の発生危険はないものと考えられる。

〔生活関連等施設における災害への対処等の体系〕



#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合には、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

[危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置]

#### 【対象】

消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

#### 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

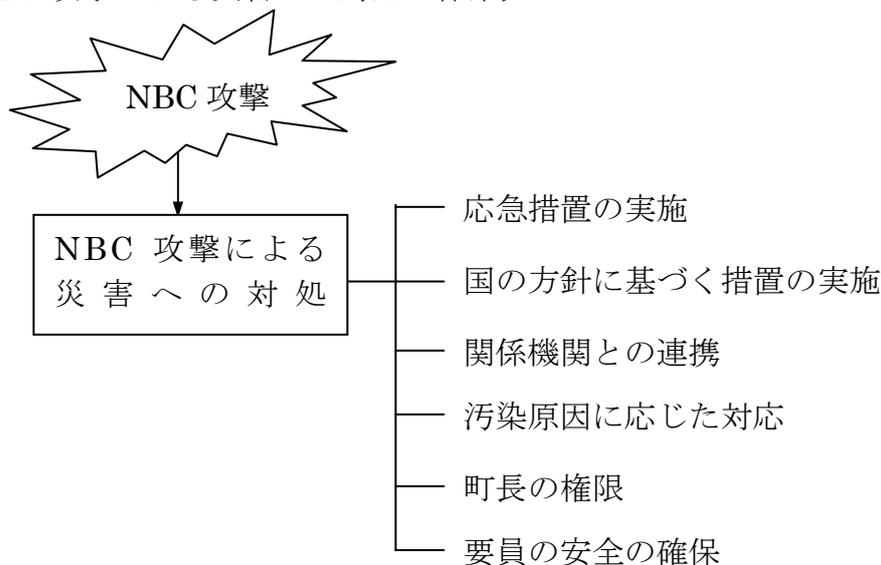
### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

[NBC攻撃による災害への対処の体系]



町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門

的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

##### ② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県健康福祉環境部と連携して、消毒等の措置を行う。

##### ③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

#### (5) 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

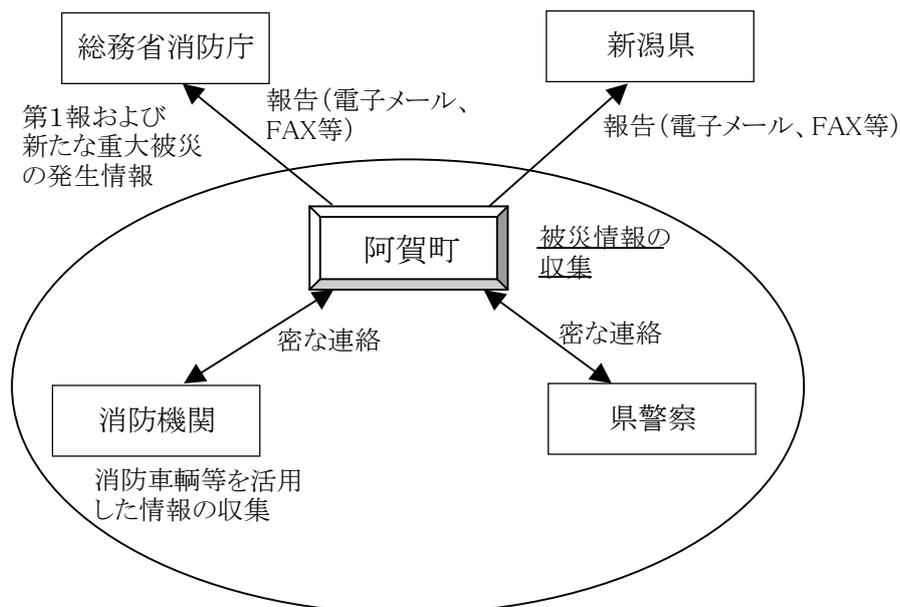
#### (6) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

〔被災情報の収集及び報告の体系〕



### ○ 被災情報の収集及び報告

- ① 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
阿 賀 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 新潟県東蒲原郡阿賀町〇〇A番（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

町名	人的被害				全壊 (棟)	半壊 (棟)	その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者				
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

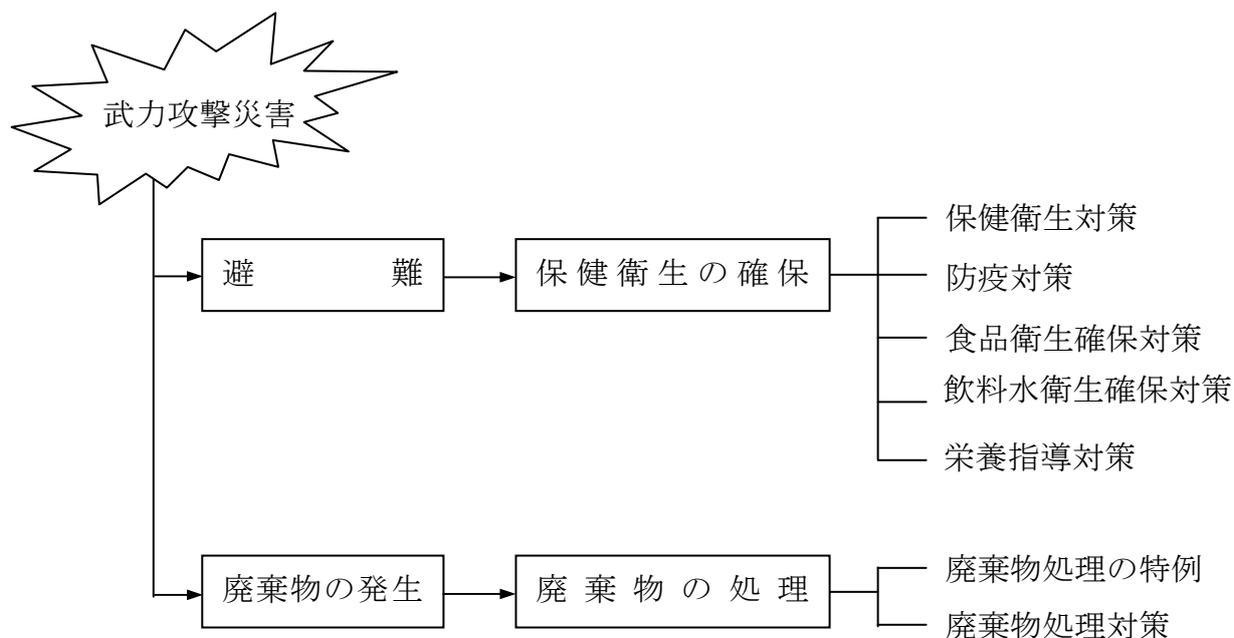
※可能な場合、死者について、死亡地の町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

町名	年月日	性別	年齢	概 況

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

[保健衛生の確保その他の措置の体系]



### 1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等

の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 町は、避難先地域における感染症などの防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

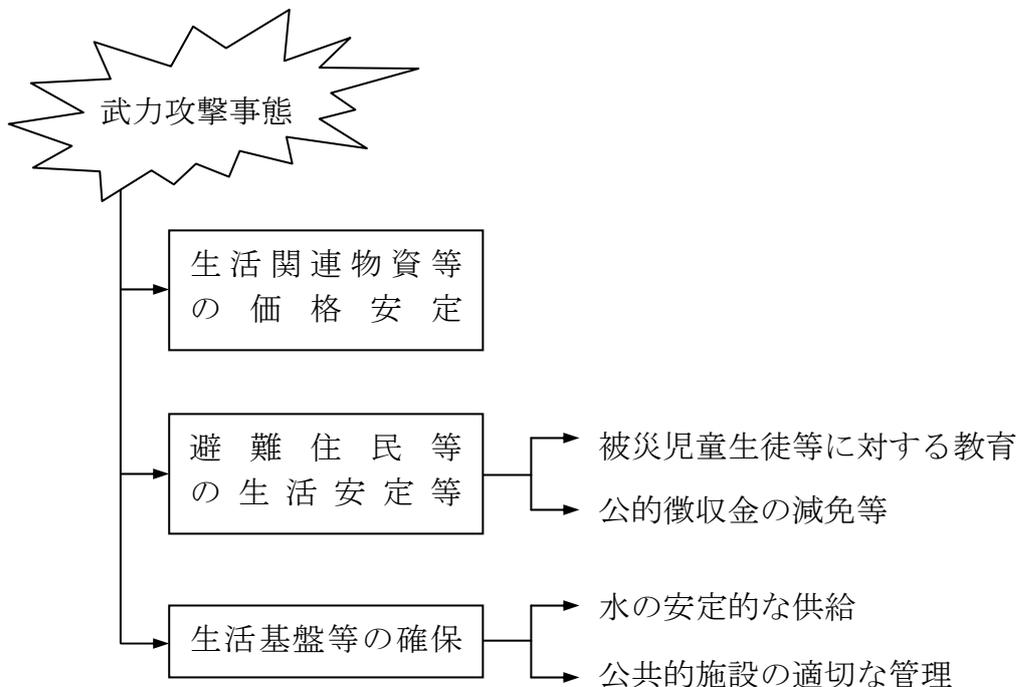
#### (2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

[国民生活の安定に関する措置の体系]



### 1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、

町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 相談所の開設

町は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、避難所や町役場などに相談所を開設し、関係機関との連携のもとに相談業務を実施する。

### **3 生活基盤等の確保**

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 ボランティア受入れ計画

町は、避難した住民の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、県の支援によりボランティアセンターの設置を・運営を行う。

### (1) ボランティアセンターの体制

町は、武力攻撃災害が発生したときは、必要に応じて関係団体に協力を要請し、町ボランティアセンターを設置するものとする。

町は、地域のボランティア団体や関係団体との連携を図り、あらかじめ町ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定しておくものとする。

### (2) ボランティアセンター活動への支援

町は、町ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努めるものとする。

また、町ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行うものとする。

## 第 1 2 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### ※ 特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (1) 特殊標章等

##### ア 特殊標章

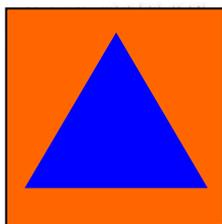
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

##### イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

##### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）



《日本工業規格 JIS S 5001（換アラスチコトク、第 1 章 5 号 5001-1）》

（身分証明書のひな型）

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

町長、消防長及び消防団長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

### ① 町長

- ・町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ③ 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 実費弁償

町は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

##### (3) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときはこの限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりであり、これを再掲すると以下のとおりである。

町の場合は、緊急処理事態は原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。このため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

[緊急処理事態の類型]

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊といった事態例がこれにあたり、放射線物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。
- (2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。
- (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC(N:核兵器、B:生物兵器、C:化学兵器)兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。
- (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

## 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定される。このことを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。